

佐野市男女共同参画プラン (第三期)

男女共同参画社会の実現をめざして



平成26年3月
佐野市

男女共同参画社会の実現をめざして

人口減少と少子高齢化、グローバル化が進展している中で、豊かで活力ある地域社会を築くためには、あらゆる分野で女性と男性が共に持てる個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を形成することが重要であります。

これまで、本市では、平成18(2006)年6月に「佐野市男女共同参画推進条例」の制定、平成20(2008)年3月には、「佐野市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策を推進してまいりました。

その結果、平成24(2012)年に実施しました「男女共同参画に関する市民アンケート調査」の結果では、男女の役割意識にも変化が出てきましたが、解決すべき課題も多いのが現状であり、引き続き各種施策を推進していく必要があります。

平成26(2014)年度から新たにスタートする「佐野市男女共同参画プラン(第二期)」では、現計画の検証を踏まえ、新たな課題への取り組みを示し、3つの基本目標である「人権を尊重した男女共同参画の意識づくり」、「あらゆる分野への男女共同参画の推進」、「男女共同参画を推進する環境づくり」を総合的かつ計画的に進めてまいります。

今後も市民、事業者、教育関係者、その他関係機関等の皆様とともに男女共同参画社会の実現に向け取り組んでまいりますので、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、多くの貴重なご意見やご提言をいただきました佐野市男女共同参画審議会委員の皆様を始め、男女共同参画に関するアンケート調査にご協力いただいた皆様に厚くお礼申し上げます。

平成26年3月

佐野市長 岡部 正英



目 次

第1章 計画の趣旨	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけと性格.....	1
第3節 計画の期間.....	2
第2章 計画策定の背景	3
第1節 国・県の動き.....	3
第2節 佐野市の動き.....	4
第3章 佐野市の男女共同参画をめぐる現状と課題	5
第1節 佐野市の現状.....	5
第2節 市民アンケート調査から見える現状.....	8
第3節 第一期計画の推進状況と課題.....	13
第4章 計画の基本的な考え方	16
第1節 基本理念.....	16
第2節 基本目標.....	16
第3節 計画の体系.....	17
第5章 計画の内容	18
基本目標Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり.....	18
基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進.....	36
基本目標Ⅲ 男女共同参画を推進する環境づくり.....	53
第6章 計画の推進	68
第1節 計画の推進体制の充実.....	68
第2節 関係機関との連携体制の充実.....	68
第3節 計画の評価.....	69
第4節 数値目標（計画期間中に事務事業が継続された場合の目標値です。）.....	70

資料編	73
1. 佐野市男女共同参画プラン策定の経過	73
2. 佐野市男女共同参画推進条例	74
3. 佐野市男女共同参画審議会規則	78
4. 佐野市男女共同参画審議会名簿	79
5. 男女共同参画推進本部設置要綱	80
6. 佐野市男女共同参画推進本部構成員名簿	82
7. 佐野市男女共同参画推進本部幹事会構成員名簿	83
8. 国際婦人年以降の男女共同参画に関するあゆみ	84
9. 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）	87
10. 男女共同参画社会基本法	92
11. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	96
12. 用語解説	105



第1章 計画の趣旨

第1節 計画策定の趣旨

男女共同参画社会をつくることについて、「それは、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることであり、政府一体となって取り組むべき課題である」と平成22(2010)年7月、男女共同参画会議から内閣府への答申に示されています。

女性も男性も、互いにその人権を尊重しつつ、共に責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現が、男女共同参画社会です。

このような中、本市では、合併後の平成20(2008)年に「佐野市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に取り組み、推進してきました。この結果、平成24(2012)年度に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート調査」では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「男は仕事、女は家庭にいるのがよい」(10.9%)という回答が前回調査(平成18(2006)年11月実施)よりも7.6ポイント下回り、若干ですが男女の役割意識にも変化が出ていることがうかがえました。

しかし、男女の平等については、ほとんどの項目で「男性が優遇」の回答が多く、「社会通念、慣習、しきたりなどで」、「政治の場で」や「社会全体で」などは、回答者の半数以上が「男性が優遇」されていると回答しており、いまだ、男女の地位には差があると考えられているようです。

のことから、現計画の検証を踏まえ、新たな課題への取組を示し、総合的かつ計画的に進めていくため、佐野市男女共同参画プラン(第二期)を策定するものです。

第2節 計画の位置づけと性格

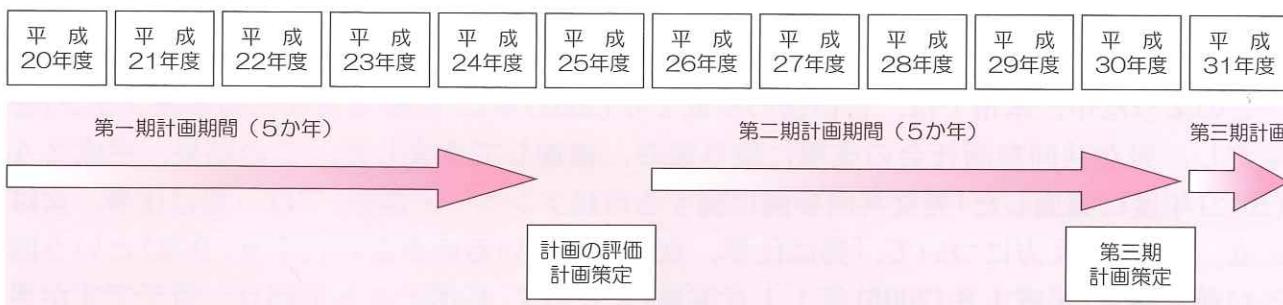
- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けられるものであり、「佐野市男女共同参画推進条例」第8条第1項に基づく、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本計画です。
- (2) この計画は、国の「男女共同参画基本計画」や県の「栃木県男女共同参画プラン」を勘案した計画です。
- (3) この計画は、「佐野市総合計画」の部門別計画の一つであり、関連する市の部門別計画と整合性を図り策定します。
- (4) この計画は、平成19(2007)年に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3、第3項に基づく、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」とみなします。

第3節 計画の期間

この計画の期間は、平成26(2014)年度～平成30(2018)年度までの5年間とします。

また、目標年度である平成30(2018)年度には、事業の検証や評価を行った後、「佐野市男女共同参画プラン（第三期）」として計画を再策定します。

しかし、法制度等の改正等があった場合は適宜見直しを行い、柔軟に対応することとします。



第2章 計画策定の背景

第1節 国・県の動き

(1) 国内の動き

我が国においては、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれ、国際協調の下に男女共同参画が推進されてきました。

国際婦人年の昭和50(1975)年に総理府に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置されるとともに、婦人問題担当室が業務を開始しました。また、昭和52(1977)年には婦人問題企画推進本部において「国内行動計画」を策定しました。

昭和60(1985)年には「女子差別撤廃条約」を批准しました。「女子差別撤廃条約」の批准にあたり、批准に向けた法整備等を行ったことにより、法制面における様々な成果がみられました。「男女雇用機会均等法」もこの年に制定されました。

平成3(1991)年には「育児休業法」が、平成7(1995)年には「育児・介護休業法」が制定され、職業生活と家庭生活両立のための環境整備がなされました。

平成8(1996)年には、「男女共同参画2000年プラン」を策定し、「北京行動綱領」で示された国際規範・基準等を取り入れた施策を推進することになりました。

平成11(1999)年には、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12(2000)年にはこの法律に基づく計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成13(2001)年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（通称：DV防止法）」が制定されました。

このように、男女共同参画推進のための法整備は進みつつありますが、より実効性のあるものとするため、様々な改正がなされています。

(2) 県の動き

栃木県においては、女子差別撤廃条約が採択された昭和54(1979)年に、企画部婦人青少年課を設置、庁内に「婦人行政連絡会議」を設置しました。また、県内各界の代表による「栃木県婦人問題懇話会」を設置しました。

昭和56(1981)年には、婦人の地位と福祉の向上をめざすための「婦人のための栃木県計画」を策定しました。

平成8(1996)年には、知事を本部長とする「男女共同参画推進本部」を設置、同年には、女性の活動拠点であり、男女共同参画推進の活動拠点である、「とちぎ女性センター・パルティ（現在のパルティとちぎ男女共同参画センター）」が開館し、情報の提供、啓発、研修、社会参加支援事業などが実施されています。

平成14(2002)年には、「栃木県男女共同参画推進条例」が制定され、条例に基づき、平成18(2006)年3月に「とちぎ男女共同参画プラン(二期計画)」(平成18(2006)～22(2010)年)が策定され、平成23(2011)年には、第二期計画を見直し、「とちぎ男女共同参画プラン(第三期計画)」(平成23(2011)～27(2015)年)が策定されました。

また、平成23(2011)年4月には、深刻化するDV被害等の新たな課題に対応するた

め、女性の相談・保護・自立支援の中核機関として「とちぎ男女共同参画センター」を開設しました。

第2節 佐野市の動き

本市は、平成17(2005)年2月28日に佐野市、田沼町、葛生町の3市町の合併により誕生しました。合併により、男女共同参画課が設置されましたが、合併前の3市町においても、それぞれに男女共同参画に関する施策に取り組んできました。

また、市民自らも男女共同参画の推進を図るため、旧3市町において女性が主体となって活動してきた「佐野市女性団体連絡協議会」、「パルティングたぬま」、「葛生町女性団体連絡協議会」を中心に、平成17(2005)年7月、男女が共に男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とした「男女共同参画ネットワークさの」が新たに設立されました。

さらに、合併と同時に、本市における男女共同参画に関する総合的施策の推進に資するため、市長を本部長とし、副市長、教育長、関係部長で構成される佐野市男女共同参画推進本部及び関係課の課長等で構成される幹事会が設置され、(1)男女共同参画プランの策定及び推進に関すること、(2)男女共同参画の推進に伴う調査研究、(3)前2号に掲げるもののほか、男女共同参画推進に関し必要な事項に関する施策を進めてきました。

平成18(2006)年6月には、市、市民、事業者及び教育関係者が一体となり男女共同参画を推進するため、基本理念や責務などを明らかにした「佐野市男女共同参画推進条例」を制定し、平成20(2008)年に、「佐野市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画に関する施策を推進してきました。

平成21(2009)年1月には、「佐野市男女共同参画推進センター」が開館し、男女共同参画社会の実現を目指す市民の自主的・主体的活動を幅広く支援するとともに、情報提供・啓発・学習・研修・社会参加支援事業・相談事業などを実施しています。

平成25(2013)年4月に、人権が尊重され男女共同参画社会が実現するまちづくりのため、また、機動性をもった組織体制とするため、人権推進課と男女共同参画課を統合し、人権・男女共同参画課としました。

男女共同参画に関する市民アンケート調査の結果、男女の平等については、いまだに差があると考えられていますので、この改善に向けた諸施策を推進していきます。

第3章 佐野市の男女共同参画をめぐる現状と課題

第1節 佐野市の現状

(1) 人口の推移

佐野市の総人口は、減少傾向にあり、平成2(1990)年での128,233人に対し、平成22年(2010)では120,630人と7,603人の減少となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所による推計によると今後も人口減少傾向であり、平成47(2035)年には、人口96,135人、高齢化率35.0%と予想されています。



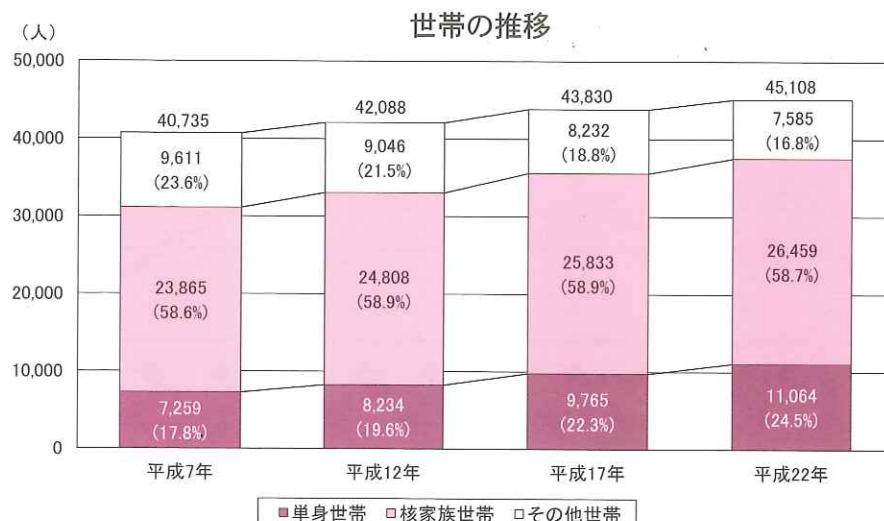
*端数処理をしたため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

(出典：平成2(1990)年～平成22(2010)年までは国勢調査、以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計値)

(2) 家庭類型の推移

本市の一般世帯数は増加を続けています。世帯区分については、単身世帯と核家族世帯が年々増加している一方、その他の世帯(三世代同居等世帯)が減少しており、核家族化の傾向が表れています。

特に、単身世帯は平成7(1995)年から平成22(2010)年の15年間で約4,000世帯増加しています。

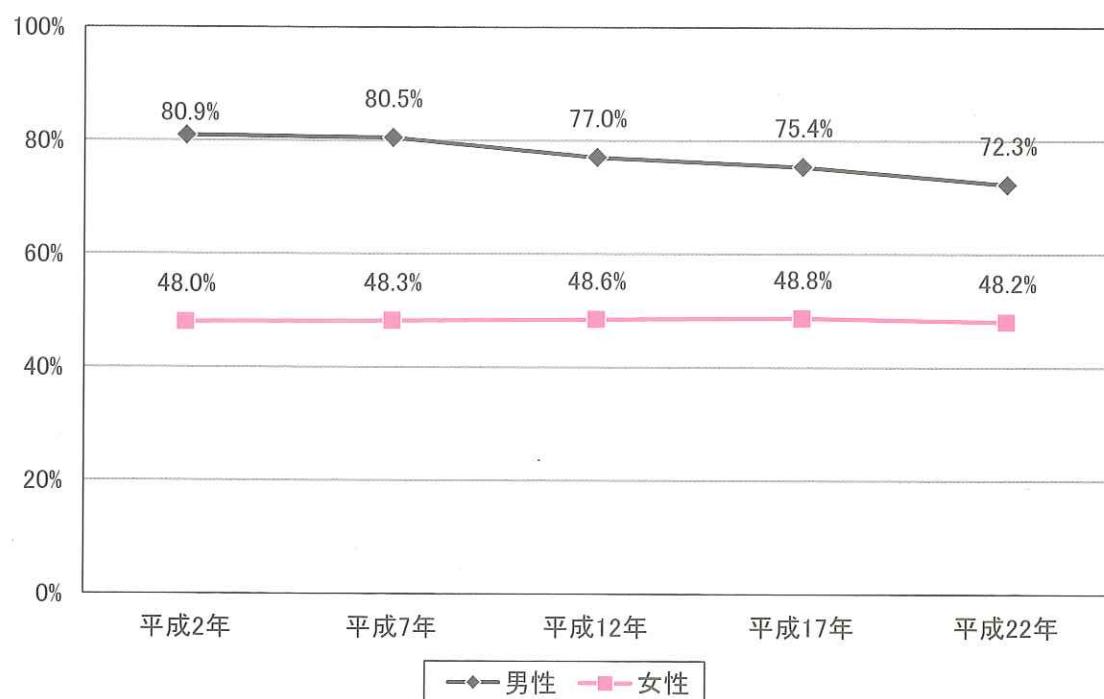


(出典：国勢調査各年10月1日現在)

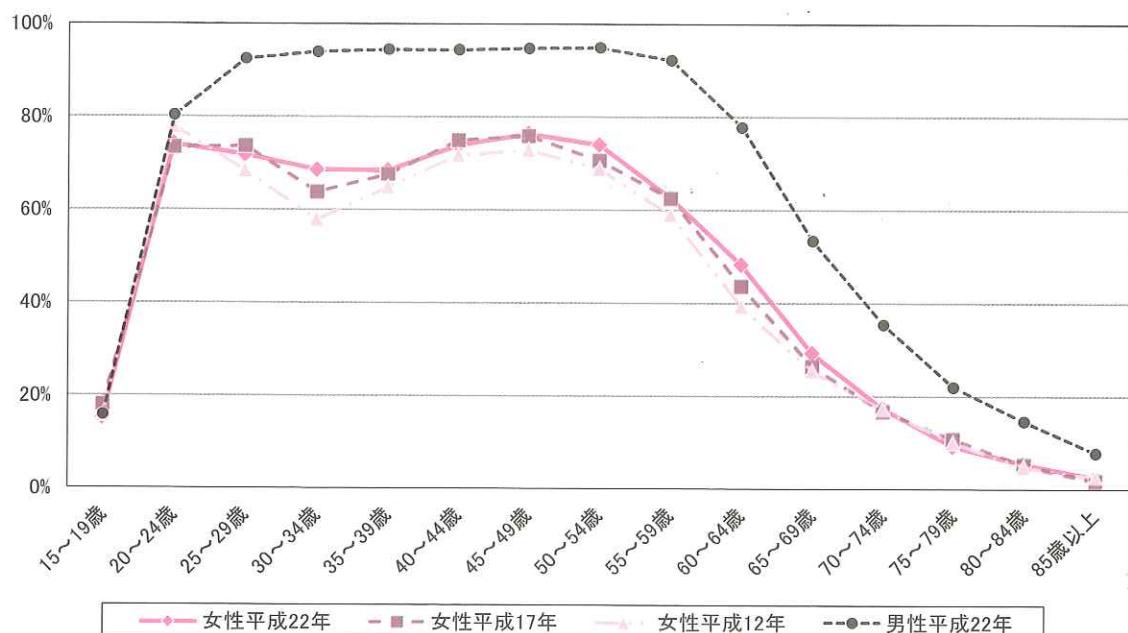
(3) 就労の状況

本市の就業率は、男性は年々減少しているのに対し、女性は平成12(2000)年以降横ばいで推移しています。一般に女性の年齢別就業率は、結婚・出産を機に就労を中断するM字曲線を描き、本市においてもその傾向がうかがえます。また、30歳から34歳にかけて女性の就業率が年々高くなっています。これは晩婚化の影響も考えられます。

男女別就業率



年齢別就業率

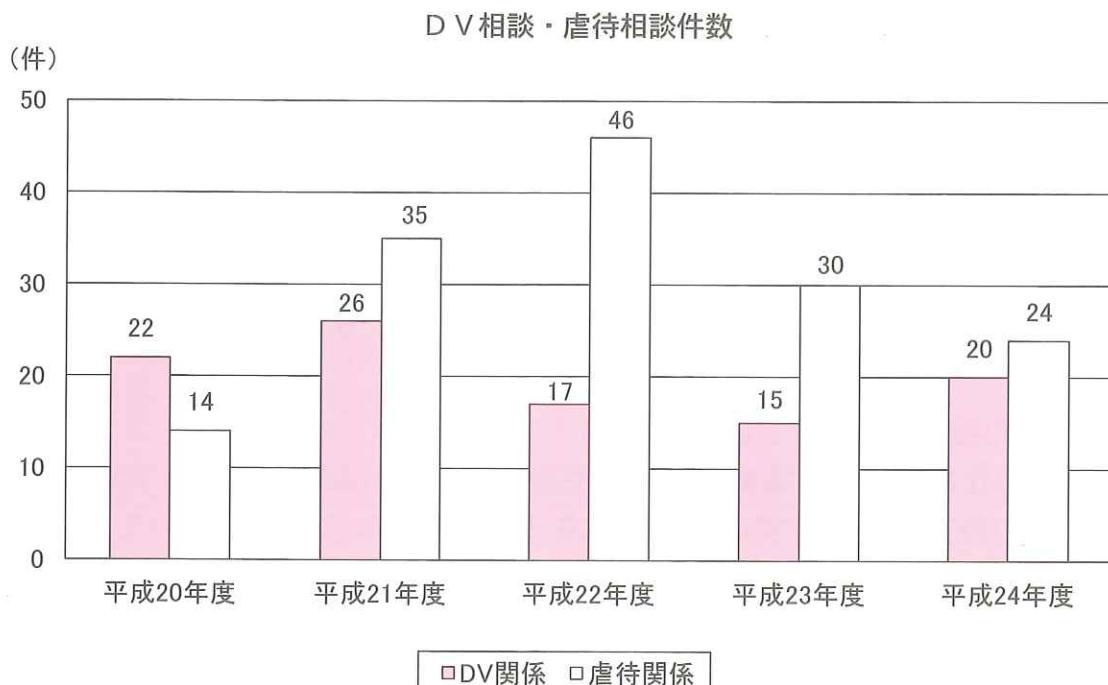




(4) DV等相談件数（家庭児童相談室対応分）

本市のDVに関する相談件数は、平成21(2009)年度をピークに減少傾向にありましたが、平成24(2012)年度は平成23(2011)年度に比べ5件増加しています。

また、虐待関係の相談については平成22(2010)年度をピークに減少傾向にあり、平成24(2012)年度では24件となっています。



第2節 市民アンケート調査から見える現状

(1) アンケート調査の概要

①調査目的

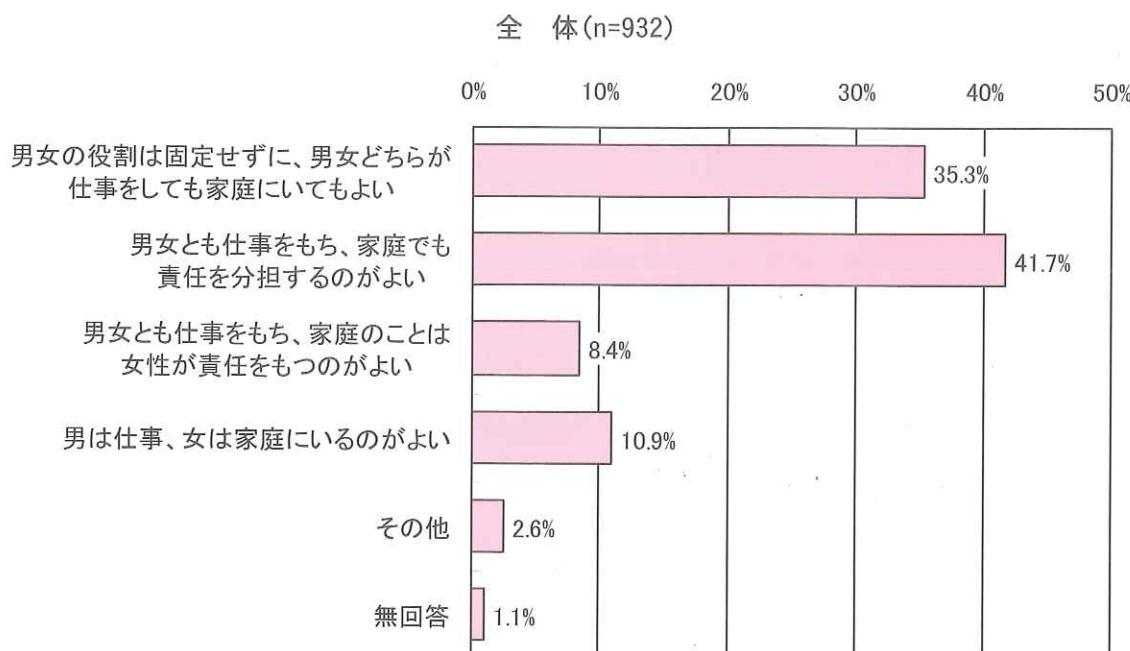
本市における男女共同参画に関する現状と市民の意識を把握し、今後の男女共同参画行政を効果的に推進するための「男女共同参画プラン」策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

②調査方法等

- ・調査対象 市内に居住する20歳以上の男女
- ・標本数 2,500人（男女各1,250人）
- ・抽出方法 住民基本台帳より、男女別年齢階層による無作為抽出
- ・調査方法 郵送による発送・回収
- ・調査期間 平成24(2012)年11月9日～11月30日
- ・回収結果 有効回答数 932件（回収率37.3%）

(2) 男女の役割意識について

「男女とも仕事をもち、家庭でも責任を分担するのがよい」が41.7%と多く、次いで「男女の役割は固定せずに、男女どちらが仕事をしても家庭にいてもよい」が、35.3%となっています。

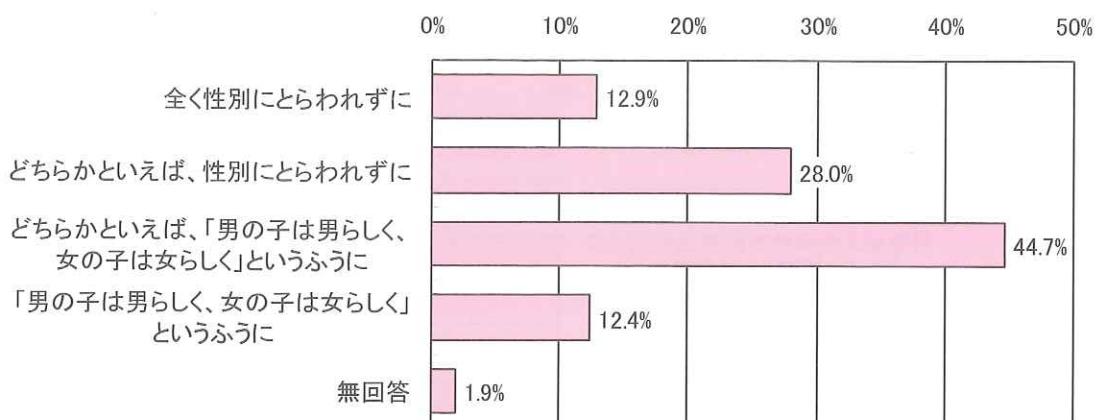




(3) 子どもの育て方について

『どちらかといえば、「男の子は男らしく、女の子は女らしく」というふうに』が44.7%ともっとも多く、次いで『どちらかといえば、性別にとらわれずに』が28.0%、「全く性別にとらわれずに」が12.9%となっています。

全 体(n=932)



*端数処理をしたため、構成比の合計が100%になりません。

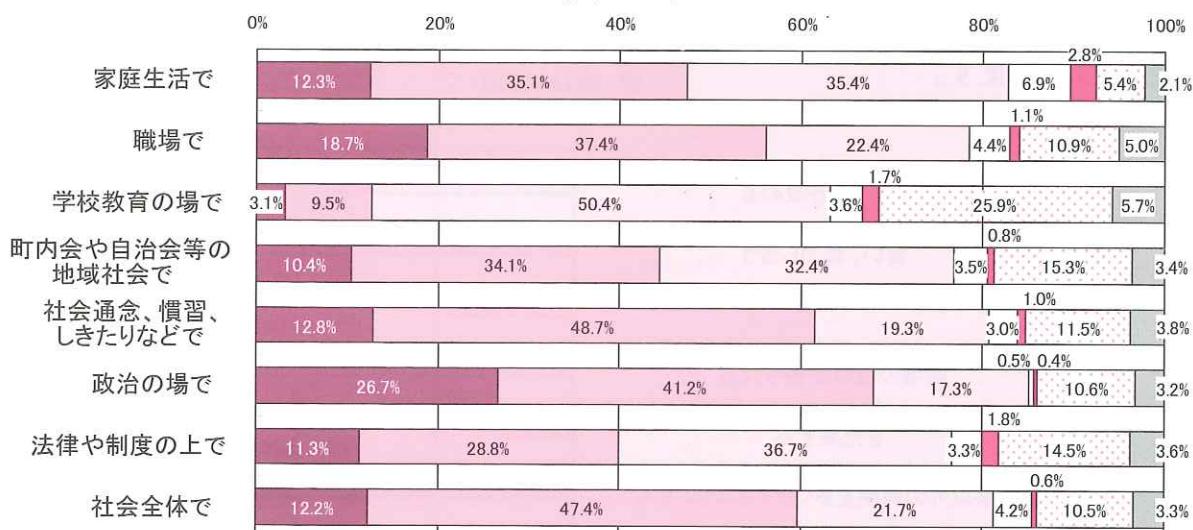
(4) 男女平等について

『学校教育の場で』を除く全ての項目で「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた割合が多くなっており、『社会通念、慣習、しきたりなどで』、『政治の場で』の項目は6割以上、『社会全体で』項目でも6割に近い回答となっています。

また、「平等になっている」では『学校教育の場で』で5割となっていますが、それ以外の項目では、2割から3割となっています。

全体的には、まだまだ男女の地位が平等とは思われていないようです。

全 体(n=932)



■ 男性の方が優遇されている □ どちらかといえば男性 □ 平等になっている
 □ どちらかといえば女性 ■ 女性の方が優遇されている □ わからない
 □ 無回答

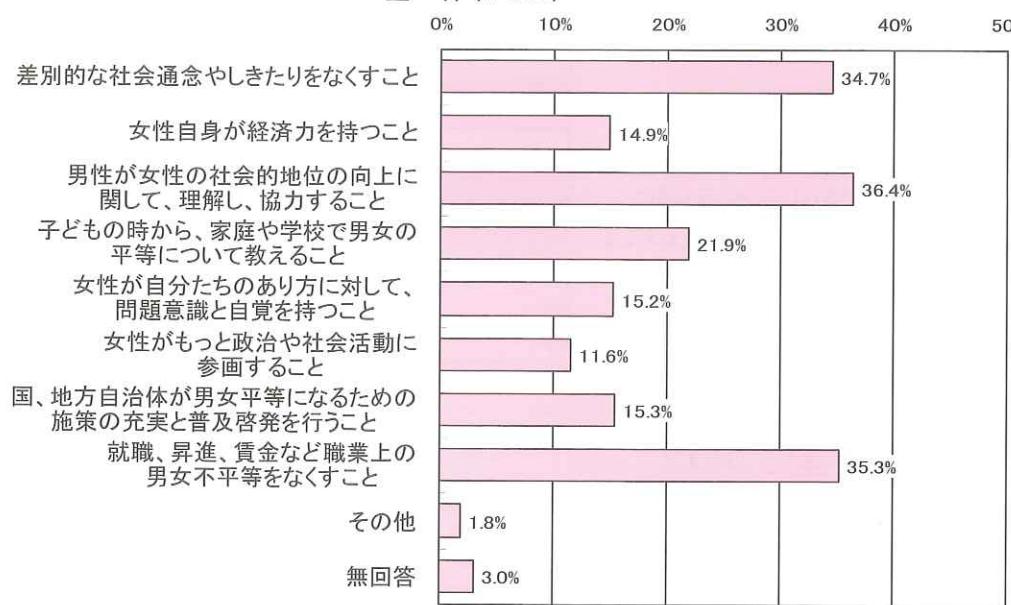
*端数処理をしたため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

(5) 男女平等になるために必要なこと（複数回答）

「男性が女性の社会的地位の向上に関して、理解し、協力すること」が36.4%と多く、次いで、「就職、昇進、賃金など職業上の男女不平等をなくすこと」が35.3%、「差別的な社会通念やしきたりをなくすこと」が34.7%となっており、この3項目はあまり差のない結果となっています。

また、「子どもの時から、家庭や学校で男女の平等について教えること」が21.9%となってています。

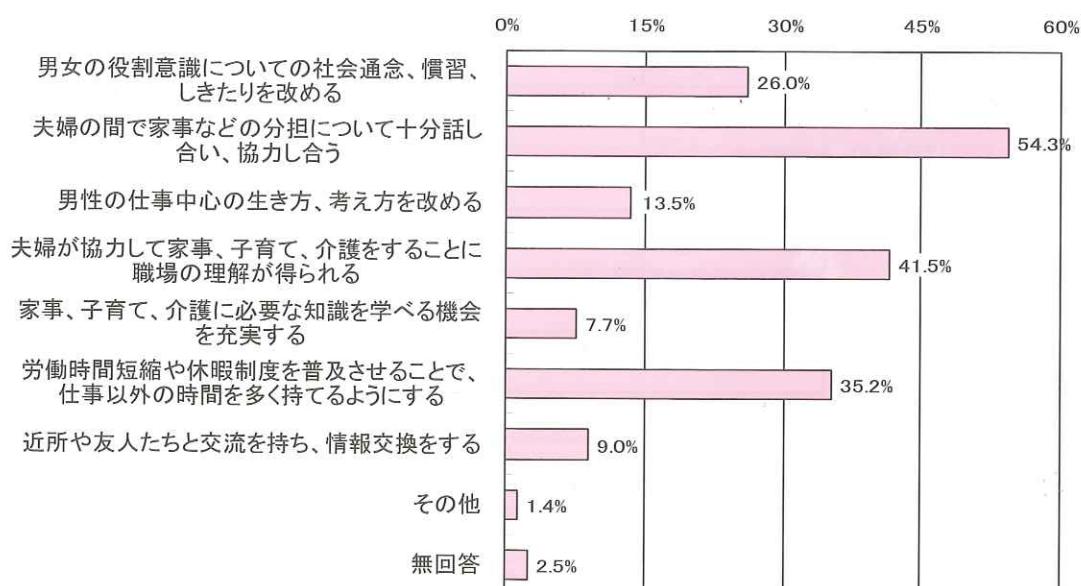
全 体(n=932)



(6) 男女が共に家事、子育て、介護を担うために必要なこと（複数回答）

「夫婦の間で家事などの分担について十分話し合い、協力し合う」が54.3%ともっとも多く、次いで「夫婦が協力して家事、子育て、介護をすることに職場の理解が得られる」が41.5%、「労働時間短縮(残業時間を減らすなど)や休暇制度(育児・介護休業なども含む)を普及させることで、仕事以外の時間を多く持てるようにする」が35.2%となっています。

全 体(n=932)

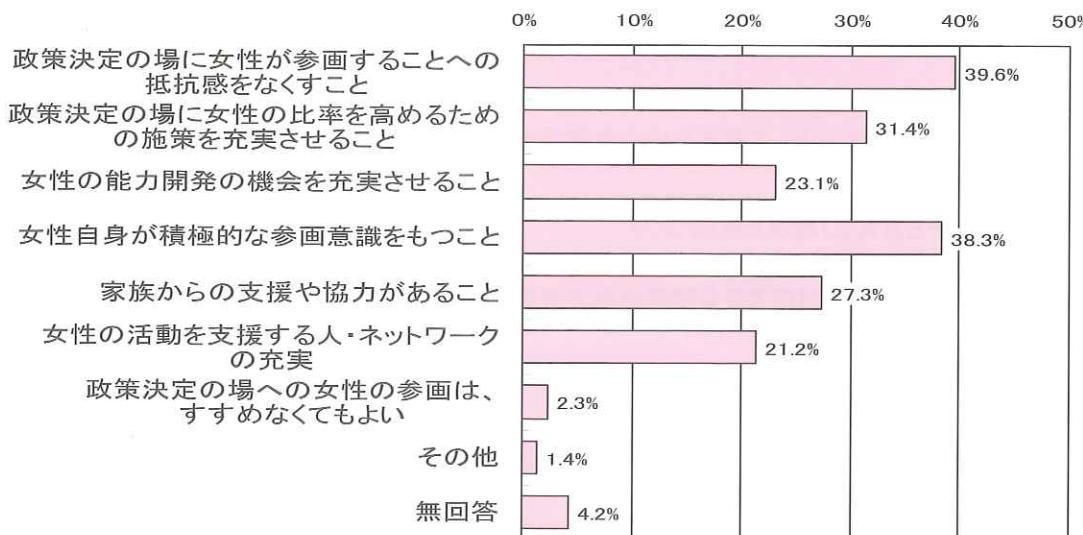




(7) 政策決定の場へ女性が参画するために必要なこと（複数回答）

「政策決定の場に女性が参画することへの抵抗感をなくすこと」が39.6%と多く、次いで「女性自身が積極的な参画意識をもつこと」が38.3%、「政策決定の場に女性の比率を高めるための施策を充実させること」が31.4%となっています。

全 体(n=932)

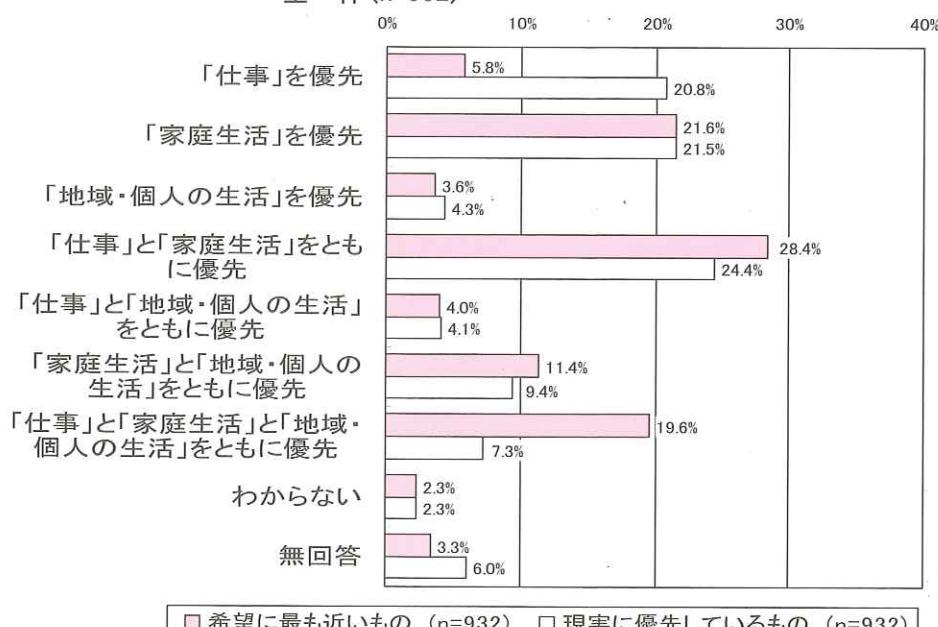


(8) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の優先度

『「仕事」と「家庭生活」をともに優先』で、「希望に最も近いもの」が28.4%、「現実に優先しているもの」が24.4%と回答の割合が多くなっています。

また、「希望」と「現実」を比較した場合、『「仕事」を優先』では「現実」が「希望」を15.0ポイント上回り、『「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先』では「希望」が「現実」を12.3ポイント上回っています。

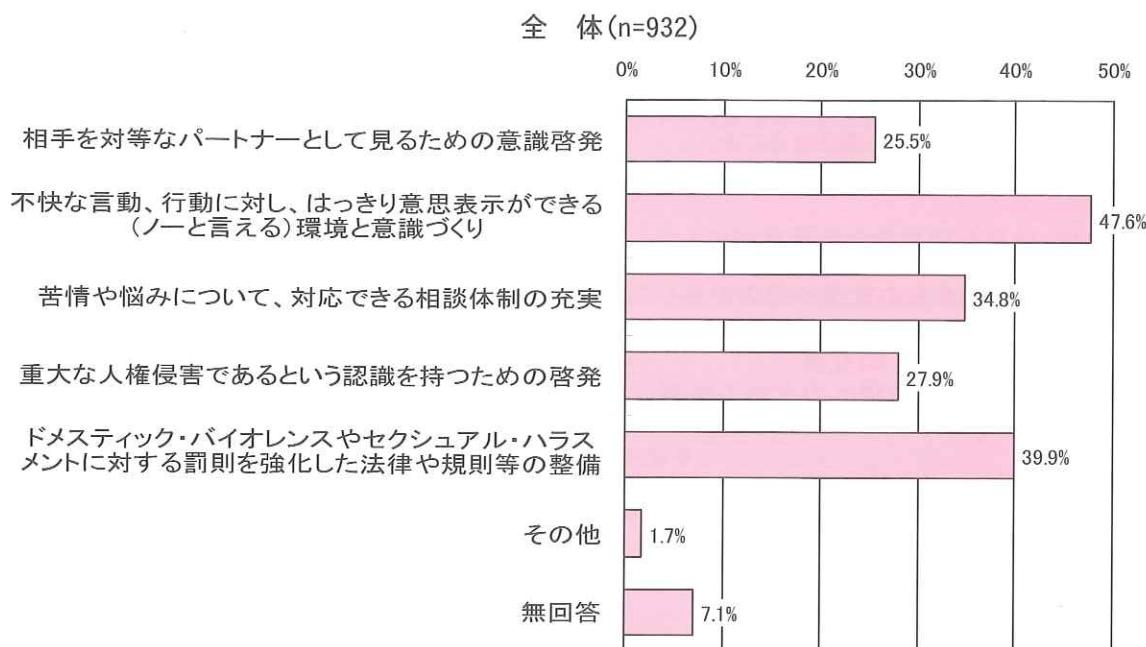
全 体(n=932)



*端数処理をしたため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

(9) DVやセクシュアル・ハラスメントをなくすために必要なこと（複数回答）

「不快な言動、行動に対し、はっきり意思表示ができる（ノーと言える）環境と意識づくり」が47.6%と多く、次いで「ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントに対する罰則を強化した法律や規則等の整備」が39.9%、「苦情や悩みについて、対応できる相談体制の充実」が34.8%となっています。





第3節 第一期計画の推進状況と課題

(1) 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

第一期計画策定時に設定した数値目標については、ほとんどの項目で目標を達成していますが、「男女共同参画情報紙「パレット」の発行部数・回数」、「家庭教育推進講座受講者数」、「人権講演会(ハートフルフェスタ)の参加者数」において目標を達成できませんでした。男女共同参画情報紙「パレット」の全戸配布については、平成23(2011)年度で終了し、平成24(2012)年度から「広報さの」において年2回特集を組み啓発しています。

また、「家庭教育推進講座」、「人権講演会(ハートフルフェスタ)の参加者数」については、市民の方が関心を持つような講座・講演会となるよう検討する必要があります。

施策の方向	指標	数値目標			担当課
		基準年 (平成18年度)	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成24年度)	
1. 社会制度や慣行の見直し・意識改革	男女共同参画情報紙「パレット」の発行部数・回数	全戸/年2回	3,000部/1回	全戸/年2回	男女共同参画課
2. 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	人権尊重を基盤とした男女平等教育の実施	全校全学年実施	全校全学年実施	全校全学年実施	学校教育課
	男女共同参画に関する講演会・講座等の延べ参加者数	206人	364人	220人	男女共同参画課 生涯学習課 公民館管理課
	家庭教育推進講座受講者数	140人	120人	200人	生涯学習課
3. 男女の人権の尊重	人権講演会(ハートフルフェスタ)の参加者数	689人	716人	760人	人権推進課
	ビデオ、雑誌自販機の立ち入り調査実施回数	月1回	月1回	月1回	少年指導センター
4. 国際的な視野に立った男女共同参画の推進	国際交流協会主催の各種行事の延べ参加者数	2,200人	3,028人	2,800人	政策調整課

(2) あらゆる分野への男女共同参画の推進

多くの項目で基準年の数値を上回っているものの、目標を達成できませんでした。目標値を達成した項目としては、「公正採用選考人権啓発推進員の数」、「男女共同参画センターの設置」のみとなっています。

特に、政策・方針決定過程への男女共同参画の推進では、第一期策定時より数値的に向上しているものの、目標値への差が大きくなっています。審議会等においては、役職名で会議出席の依頼をする事が多いので、各団体に女性役員の登用等を啓発していく必要があります。

施策の方向	指標	数値目標			担当課
		基準年 (平成18年度)	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成24年度)	
5. 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	審議会等の附属機関における女性委員の登用率	20.9%	21.2%	30.0%	男女共同参画課
	女性の認定農業者数	5人	8人	10人	農政課
6. 女性のエンパワーメントの促進	女性リーダー育成のための研修会等の延べ参加者数	62人	—	80人	生涯学習課
	母子家庭に対する就労支援講習会開催回数	年1回	年1回	年2回	家庭児童相談室
7. 働く場における男女共同参画の推進	公正採用選考人権啓発推進員の数	84人	122人	94人	商工課
	家族経営協定締結戸数	49戸	66戸	100戸	農政課
8. 家庭生活・地域活動における男女共同参画の推進	男女共同参画センターの設置	0か所	1か所	1か所	男女共同参画課

(3) 男女共同参画を推進する環境づくり

多くの項目で目標を達成しており、目標未達成は3項目となっています。未達成項目は、「病児・病後児保育を実施している保育園の数」、「市指定の介護保険事業者数」、「特定健康診査受診率」となっています。「病児・病後児保育を実施している保育園の数」、「市指定の介護保険事業者数」については、基準年を上回り、ほぼ目標値となっていますが、「特定健康診査受診率」については、目標値を大きく下回っています。男女が生涯にわたり健康に暮らせるよう、疾病の早期発見・早期治療のため、特定健康診査や各種健診の充実を図ることが必要です。

施策の方向	指標	数値目標			担当課
		基準年 (平成18年度)	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成24年度)	
9. 男女の家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援	延長保育を実施している保育園の数	7か所	9か所	8か所	保育課
	一時保育を実施している保育園の数	全保育園	全保育園	全保育園	保育課
	病児・病後児保育を実施している保育園の数	0か所	2か所	3か所	保育課
	放課後児童クラブ（こどもクラブ）の入所児童数	731人	1,017人	850人 (平成26年度)	こども課
	子育て支援センター事業を実施している施設数	4か所	5か所	5か所	保育課
	ファミリー・サポート・センター会員数	227人	831人	640人 (平成26年度)	こども課
	市指定の介護保険事業者数	12事業者	39事業者	41事業者	介護保険課
10. 男女が互いの性を尊重する意識づくり・健康づくり	日中一時支援事業利用延べ人数	3,459人 (H18.10~)	8,877人	8,125人 (平成26年度)	障がい福祉課
	特定健康診査受診率	39.5%	19.1%	65.0%	健康増進課
	妊婦一般健康診査を受けた方の割合	96.8%	106%	100.0%	健康増進課
	発達段階に応じた性教育の実施	全校全学年 実施	全校全学年 実施	全校全学年 実施	学校教育課

第4章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本計画は、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的、計画的に推進するためのものです。

そこで、「佐野市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、本計画の基本理念を以下のとおりとします。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣習についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動との両立
- (5) 教育の場における配慮
- (6) 男女間の暴力的行為の根絶
- (7) 性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (8) 性同一性障がい者等に対する配慮
- (9) 國際的協調

第2節 基本目標

本計画は、男女共同参画社会の実現を目指して、3つの基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

*重点施策

1 - (1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

固定的な性別役割分担意識は、今なお社会に根強く残っており、より一層の男女平等に関する意識の改革が必要です。

4 配偶者や恋人からの暴力対策の推進（DV対策基本計画）

(9) 広報・啓発と相談支援の充実、(10) 緊急時における安全の確保及び一時保護、
(11) 被害者の自立支援、(12) 関係機関との連携

近年、DV（ドメスティック・バイオレンス）などの被害が社会問題となっており、DVに対する問題意識を高める啓発や相談窓口の周知など、防止対策に取り組む必要があります。

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進

*重点施策

6 - (15) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、審議会・町会役員等あらゆる分野への女性の登用の促進を図り、また、事業所・団体等にも方針決定過程への女性の参画拡大について働きかけが必要です。

基本目標Ⅲ 男女共同参画を推進する環境づくり

第3節 計画の体系

本計画における体系は以下のとおりとなります。

基本目標	施策の方向	施 策	項
I 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり	1 社会制度や慣行の見直し・意識改革	(1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進	P. 19
		(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し	P. 20
	2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	(3) 男女平等を推進する学校教育の充実	P. 22
		(4) 男女共同参画を推進する社会教育の充実	P. 24
		(5) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実	P. 25
	3 男女の人権の尊重	(6) 男女の人権を尊重する意識の確立	P. 28
		(7) メディアにおける男女の人権の尊重	P. 29
		(8) 性同一性障がい者等に配慮した男女共同参画の推進	P. 30
	4 配偶者や恋人からの暴力対策の推進(DV対策基本計画)	(9) 広報・啓発と相談支援の充実	P. 32
		(10) 緊急時における安全の確保及び一時保護	P. 33
		(11) 被害者の自立支援	P. 34
		(12) 関係機関との連携	P. 35
II あらゆる分野への男女共同参画の推進	5 國際的な視野に立った男女共同参画の推進	(13) 國際理解を深める学習の推進	P. 36
		(14) 國際交流の推進	P. 37
	6 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	(15) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	P. 39
		(16) 男女の市政参画の促進	P. 40
		(17) 市役所における男女共同参画の推進	P. 41
	7 女性のエンパワーメントの促進	(18) 女性の人材育成	P. 43
		(19) 女性のチャレンジ支援の促進	P. 44
	8 働く場における男女共同参画の推進	(20) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保	P. 46
		(21) 能力を発揮しやすい職場環境の整備促進	P. 47
		(22) 農林業・家族経営的な商工業の分野における男女共同参画の促進	P. 48
	9 家庭生活・地域活動における男女共同参画の推進	(23) 家庭生活における男女共同参画の促進	P. 50
		(24) 地域活動における男女共同参画の促進	P. 51
		(25) 男女共同参画推進団体との連携及び支援	P. 52
		(26) 男女共同参画の視点による防災対策	P. 52
III 男女共同参画を推進する環境づくり	10 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	(27) 子育て支援対策の推進	P. 54
		(28) 介護支援対策の推進	P. 58
		(29) 家庭生活と職業生活、地域活動との両立に関する意識啓発の推進	P. 59
		(30) 仕事と家庭・地域活動を両立しやすい職場環境づくり	P. 60
		(31) 男性にとっての男女共同参画の推進	P. 61
		(32) 生涯を通じた生活環境の整備	P. 62
	11 男女の生涯にわたる健康づくりの推進	(33) 性差を踏まえた総合的な健康づくり	P. 65
		(34) 性の尊重についての意識啓発	P. 66
		(35) 母性保護と母子保健の充実	P. 67

計画の推進	1 計画の推進体制の充実	P. 68
	2 関係機関との連携体制の充実	P. 68
	3 計画の評価	P. 69
	4 数値目標	P. 70

*太字は重点施策

第5章 計画の内容

基本目標Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

施策の方向1 社会制度や慣行の見直し・意識改革

基 本 方 針

社会の制度や慣行には、性別による区別が明示されていなくても、実質的に男性が優遇されていたり、女性の参画が阻まれていたりするものがあります。平成24(2012)年度に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート調査」では、「社会通念、慣習、しきたりなど」について、「男性の方が優遇されている」という回答は12.8%あります。平成18(2006)年に実施した同アンケート(以下、前回調査)と比較すると、その傾向は減少しているものの、男女の役割を固定的に捉える人々の意識が今なお社会に根強く残っている状況にあることから、より一層の男女平等に関する意識の改革が必要となっています。

また、市民アンケートでは、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は徐々に解消されてきていますが、男性は女性に比べて固定的な性別役割分担意識を肯定する人の割合が高くなっています。「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は、女性の経済的自立や社会への参画を妨げてきました。男女共同参画社会の実現は、女性のための取組だけでなく、性別に関わらず誰もが自分らしく生きていける、男性にとっても暮らしやすい社会であると言われています。こうした認識を男性にも広めていくことが求められます。

施 策 (1)**男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進**

市民一人一人のライフスタイルや価値観は、世代や性別、生活環境等によって異なります。こうした中で、男女共同参画に関する考え方にも差異があります。

男女共同参画社会のより広い理解のためには、年代や男女間による意識の差を踏まえ、様々な媒体を通じて広報や啓発活動を実施します。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	「広報さの」による啓発	男女共同参画について市民等の理解を深めるため、「広報さの」へ情報を掲載します。 ＜施策(2)(4)(6)(23)再掲＞	人権・男女共同参画課
2	情報紙「パレット」の発行	市民向けに情報紙を発行し、男女共同参画の啓発・情報提供を行います。 ＜施策(2)(4)(23)再掲＞	人権・男女共同参画課
3	リーフレット等による啓発 ・情報の提供	男女共同参画に関するリーフレット等による啓発・情報の提供を行います。 ＜施策(2)(4)(23)(29)(31)再掲＞	人権・男女共同参画課
4	小学生標語・作文の募集	男女共同参画の理解を深めるため、小学生の標語・作文を募集し、啓発を図ります。 ＜施策(29)再掲＞	人権・男女共同参画課
5	男女共同参画講座の開催	男女共同参画について市民等の理解を深めるため、講座を開催します。 ＜施策(4)(23)再掲＞	人権・男女共同参画課
6	団体企画実践講座の実施	男女共同参画について市民等の理解を深めるため、男女共同参画ネットワークとの加入団体主催による団体企画実践講座を実施します。 ＜施策(4)(23)再掲＞	人権・男女共同参画課
7	男女共同参画講演会の開催	男女共同参画について市民等の理解を深めるため、男女共同参画ネットワークとの共催で講演会を開催します。 ＜施策(4)再掲＞	人権・男女共同参画課
8	団体等による男女共同参画出前講座への支援	団体等による男女共同参画出前講座への支援を行い、市民的広がりを持った啓発活動を推進します。	人権・男女共同参画課
9	男女共同参画推進センターの周知及び情報コーナーの充実	男女共同参画推進センターの周知及び男女共同参画に関する図書・ビデオ・資料等の収集、提供を行います。	人権・男女共同参画課

施 策 (2) 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し

男女共同参画社会の実現を困難にしている社会の制度・慣行があることやその内容などについて、様々な機会をとらえて啓発し、社会的性別(ジェンダー)にとらわれない男女共同参画の視点に立った意識改革を推進します。

また、市の施策や刊行物についても、男女共同参画の推進に配慮したものとなるよう努めます。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	「広報さの」による啓発	性別による固定的な役割分担意識を見直すための広報・啓発を行います。 ＜施策(1)(4)(23)再掲＞	人権・男女共同参画課
2	情報紙「パレット」の発行	市民向けに情報紙を発行し、男女共同参画の啓発・情報提供を行います。 ＜施策(1)(4)(23)再掲＞	人権・男女共同参画課
3	リーフレット等による啓発 ・情報の提供	「男は仕事、女は家庭」、「男が主、女は従」などの、性別による固定的な役割分担意識を見直すためリーフレット等による啓発・情報の提供を行います。 ＜施策(1)(4)(23)(29)(31)再掲＞	人権・男女共同参画課
4	職員研修の実施	市が発行する刊行物等について、男女共同参画の視点に立った表現になるように市の職員向け研修を実施します。 ＜施策(7)再掲＞	人権・男女共同参画課
5	市の施策に対する意見・苦情の受付	男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策について、意見・苦情を受け付け、必要によりその施策の見直しを行います。	人権・男女共同参画課
6	保育園、小中学校における慣行の見直し	性別にとらわれず、一人一人の個性、能力を伸ばし、自立を促す保育、教育を行います。	保育課 学校教育課



施策の方向2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

基 本 方 針

最も身近な家庭等で男女共同参画を推進することが、男女共同参画が社会全体に広がる第一歩となります。学校や家庭、地域においてお互いを思いやることのできる心を育み、支え合うことが男女共同参画社会の実現には不可欠です。

市民アンケートにおける日常の家事などの分担については、「食事のしたく」、「食事の後片付け、食器洗い」、「そうじ」等の家事全般について、「主に女性が行っている」という回答が半数以上であり、依然として女性の負担が大きくなっています。

また、次世代を担う子どもたちに、学び、遊び、育つ様々な環境の中で男女共同参画の意識が根づくことは、男女共同参画社会を実現するための礎となります。そのためには、子どもと関わる大人が、男女共同参画意識を十分に持つことが重要です。

市民アンケートでは、学校教育の場で男女平等になっているという回答は半数を超え、前回調査よりも向上しています。学校で育まれた男女平等意識が実社会で生かされるためには、社会においても男女平等となっている必要があります。そのため、家庭教育や社会教育の充実を図るとともに、男女共同参画推進のための様々な施策の充実が必要です。

施 策 (3) 男女平等を推進する学校教育の充実

教育は、男女共同参画意識を育む重要な役割を担っていることから、学校教育においては、発達段階を踏まえ、人権尊重を基盤とした男女平等教育を推進するとともに、自らの生き方を主体的に選択できる能力を育てる教育を推進します。

教職員についても、男女平等教育を推進するための研修会等への参加を促進します。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	道徳教育・人権教育の推進	人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどに視点を置いた教育を推進します。	学校教育課
2	男女平等観に立ったキャリア教育の推進	小中学校において、学級活動を中心に、男女平等観に立ったキャリア教育、自分のよさや個性を伸ばすキャリア教育を推進します。	学校教育課
3	中学生マイ・チャレンジ事業 (総合的な学習や学校行事等でのボランティア活動、職場体験)	中学2年生対象のマイ・チャレンジ(職場体験)事業や学校行事での地域ボランティア活動などを通して、奉仕の精神や思いやりの心を育むとともに、性差にとらわれない望ましい職業観を育成します。	学校教育課
4	生活科・家庭科等の授業での学習・指導	生活科・家庭科等の授業で、男女が共に担う家庭生活の在り方について学習します。	学校教育課
5	専門医による性教育推進事業	医師会の協力を得て、専門医による性教育を行い、生徒の理解を深めます。 <施策(34)再掲>	学校教育課
6	教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間における性に関する指導	教科、道徳、学級活動などの時間に性に関する指導、男女の人間関係、家族や社会の一員として個々の存在の大切さ等についての学習を行います。 <施策(34)再掲>	学校教育課
7	教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、全教育活動を通じた生命尊重教育の推進	教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、その他全教育活動を通じて、自尊感情や他者理解、生命尊重の心を育成します。 <施策(34)再掲>	学校教育課
8	男女平等の教育を進めるための研修及び資料の収集	男女平等の教育を進めるための研修及び性同一性障がいなどの資料の収集を行います。 <施策(8)再掲>	学校教育課
9	教職員の性教育に関する研修及び小中学校における性教育の指導方法の研究	教職員の性教育に関する研修及び小中学校における性教育の指導方法の研究を推進します。	学校教育課

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
10	学校教育における人権教育研究推進事業（人権教育主任会議）	年4回、人権教育主任会議を開催し、子ども・女性・同和問題・障がい者・性同一性障がいやインターネットによる人権侵害など様々な人権課題について研修し情報交換を行います。	学校教育課
11	学校教育における人権教育研究推進事業（人権教育研修会Ⅰ・Ⅱ）	管理職・一般教員を対象に、人権教育研修会を計画的に開催します。	学校教育課
12	学校教育における人権教育研究推進事業「市教委指定人権教育研究指定校」	人権教育研究指定校として、研究・実践に努め、その中で、子どもや女性などの様々な人権について研究、指導します。	学校教育課
13	人権教育研究会運営支援事業	年5回開催される佐野市小中人権教育研究会において、女性や子どもの人権課題等に関する指導資料の作成や研修を行います。	学校教育課



施 策 (4)**男女共同参画を推進する社会教育の充実**

子どもから高齢者まで幅広く男女共同参画について理解を深め、市民みんなで推進していくことができるよう、学習機会を充実します。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	男女共同参画講演会の開催	男女共同参画について市民等の理解を深めるため、男女共同参画ネットワークとの共催で講演会を開催します。<施策(1)再掲>	人権・男女共同参画課
2	男女共同参画講座の開催	男女共同参画について市民等の理解を深めるため、講座を開催します。<施策(1)(23)再掲>	人権・男女共同参画課
3	団体企画実践講座の実施	男女共同参画について市民等の理解を深めるため、男女共同参画ネットワークの加入団体主催による団体企画実践講座を実施します。<施策(1)(23)再掲>	人権・男女共同参画課
4	「広報さの」特集ページ掲載	男女共同参画について市民等の理解を深めるため、「広報さの」特集ページへ情報を掲載します。<施策(1)(2)(6)(23)再掲>	人権・男女共同参画課
5	情報紙「パレット」の発行	市民向けに情報紙を発行し、男女共同参画の啓発・情報提供を行います。<施策(1)(2)(23)再掲>	人権・男女共同参画課
6	リーフレット等による啓発・情報の提供	男女共同参画に関するリーフレット等による啓発・情報の提供を行います。<施策(1)(2)(23)(29)(31)再掲>	人権・男女共同参画課
7	県主催男女共同参画セミナーへ派遣	男女共同参画について理解を深めるため、とちぎ男女共同参画センターが主催するセミナーに市民を派遣します。<施策(18)(31)再掲>	人権・男女共同参画課
8	楽習出前講座の実施	楽習講師及び市職員を派遣し講座を行うことにより、市民に生涯学習の機会を提供するとともに、自らの学習成果が活用できるよう機会を確保します。	生涯学習課
9	生涯学習プログラム開発実践講座の実施	学習ニーズの多様化・高度化に対応するため、現代的課題に関するテーマの講座を実施します。	生涯学習課
10	生涯学習「オープン」の広報紙への掲載	広範囲にわたる多様な生涯学習情報を収集し、「広報さの」へ掲載することにより学習機会の提供と充実を図ります。	生涯学習課
11	県主催女性教育指導者研修への参加支援	県主催女性指導者研修の情報を提供し、研修会への参加を支援します。	生涯学習課

施 策（5）**男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実**

男女共同参画社会の実現には、家庭や地域において男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実が求められています。家庭や地域などあらゆる場における学習や活動の場面で、年代や状況に応じた男女共同参画を推進できるよう、家庭教育の推進や相談体制の充実に努め、家庭における教育力の向上を支援します。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	「すくすく公演会」の実施	家庭・地域における子育てを支援するために公演会を実施します。	保育課
2	「子育て教室」の実施	子どもの予防接種や食事などの健康や絵本の与え方などについて、具体的に学びます。	保育課
3	「親子の遊び」事業の実施	親子のふれあいを通した子育てに関する学習会を提供します。	保育課
4	すくすく相談	子育て支援センターにおける支援担当保育士による子育て相談を実施します。	保育課
5	子育て支援センター情報紙「井戸端かいぎ」の発行	子育てのヒント、乳幼児の食事、絵本の紹介、健康のアドバイス、親子の遊びなど掲載します。 ＜施策(27)再掲＞	保育課
6	子育て支援センター情報紙「すくすく」の発行	子育て支援室「ぴよぴよルーム」の情報紙として、行事予定、子育てのヒントなどを掲載します。 ＜施策(27)再掲＞	保育課
7	人権保育職員研修会	保育園職員の人権教育の一環として、研修会を実施します。	保育課
8	栃木県保育協議会保育研修会	園長、保育士、調理師等保育園職員に対する研修会へ参加します。	保育課
9	一日保育士体験事業	各保育園において保護者(父・母)が各クラスに入り、「保育士」を体験します。 ＜施策(23)(31)再掲＞	保育課
10	両親学級(ママパパ学級)の開催	助産師、保健師、栄養士等による男女で行う子育ての啓発を行います。 ＜施策(23)(27)(29)再掲＞	健康増進課
11	赤ちゃんふれあいルーム(子育てサロン)	母親同士の交流を通して、子育てに関する情報交換を行います	健康増進課
12	ブックスタート事業	読み聞かせの大切さ、絵本の選び方等の説明をして読み聞かせの実演後、絵本をプレゼントします。	健康増進課

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
13	育児相談	保健師、助産師等による子育て相談を実施します。	健康増進課
14	子育てこころの相談	育児不安を抱える保護者に対し、心理相談員が相談を行います。	健康増進課
15	各児童館における「子育て教室」の実施	家庭における子育て機能の充実を図ります。 ＜施策(27)再掲＞	こども課
16	子育て情報誌の発行	子育てに関する様々な情報を掲載した情報誌を発行します。 ＜施策(27)再掲＞	こども課
17	家庭児童相談室運営事業	家庭相談員を配置し、家庭における適正な児童の養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、幅広く児童虐待などの相談に対応し、的確な助言・指導・援助等を行います。	家庭児童相談室
18	小さな子のおはなし会	ブックスタート事業から継続して、家庭においても読書活動が行われるように、月齢に合ったおはなし会と読書相談を実施します。	生涯学習課
19	家庭教育推進講座	家庭において保護者が共に協力しあい、子どもを健全に育てるための、家庭教育についての講座を実施します。	生涯学習課
20	青少年相談事業	青少年又は保護者等から、青少年の非行の防止等に関することについて、面接及び電話による相談を実施します。	少年指導センター
21	県主催家庭教育・子育て支援担当者研修会への参加	県主催家庭教育・子育て支援担当者研修に参加し、情報を共有します。	生涯学習課
22	県主催家庭教育オピニオンリーダー研修への派遣	県主催家庭教育オピニオンリーダー研修の情報を提供し、研修への参加を支援します。	生涯学習課
23	県主催親学習プログラム指導者研修への派遣	県主催親学習プログラム指導者研修の情報を提供し、研修への参加を支援します。	生涯学習課

施策の方向3 男女の人権の尊重

基 本 方 针

人権の尊重については、これまで、様々な取組がなされてきましたが、人々の意識や行動、社会の慣行の中には、同和問題、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者などに対する差別や偏見が残されています。また、最近では、高度情報通信社会が進展する中で、メディアによる情報が人々に大きな影響を与えています。

メディアを通じて人権に対する意識や男女共同参画の重要性が広く周知される可能性がある一方で、固定的な性別役割分担を前提とした表現、あるいは女性の身体的・性的側面だけを強調したり、暴力を助長するような表現、インターネットによる犯罪などがメディアによってもたらされる状況も見受けられます。

このような環境の中で、メディアから発信される情報が社会に与える影響は更に拡大するものと予想されます。各人が情報を選択し、主体的に読み解き、自己発信する能力(メディア・リテラシー)を向上するための学習機会を提供することも必要です。

また、性同一性障がい等の男女区分では解決できない心の性と体の性に対して違和感を持っている人達に対しても共に理解し合い、誰もが社会のあらゆる分野における活動に参画できる社会をつくる必要があります。そのため、性同一性障がい者等の人権に配慮し、男女共同参画を推進していく必要があります。

施 策 (6) 男女の人権を尊重する意識の確立

性差別を始めとする様々な差別をなくすためには、差別を人権問題として捉えることが必要です。男女がお互いの人権を尊重する意識が高まるよう啓発を進めるとともに、様々な機会を通じた情報の提供を行います。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	「広報さの」における人権啓発	「広報さの」において、人権擁護委員制度の周知記事、人権啓発の特集記事、人権週間に関する記事を掲載し、男女の人権の尊重についても啓発します。 ＜施策(1)(2)(4)(23)再掲＞	人権・男女共同参画課
2	人権啓発リーフレットの作成・配布	人権啓発に関するリーフレットを作成し、配布します。その中で、男女の人権の尊重についても記載します。	人権・男女共同参画課
3	街頭啓発の実施	人権啓発リーフレット、隣保館だよりや人権啓発物品の配布を行い、様々な機会をとらえて啓発を推進します。	隣保館 田沼福祉コミュニティセンター 人権・男女共同参画課
4	ハートフルフェスタの開催	人権講演会、小中学生人権啓発ポスター展入賞者表彰式、小学生人権書道展入賞者表彰式、人権啓発ポスター展、人権書道展等を実施し、その中で男女の人権の尊重についても啓発します。	人権・男女共同参画課
5	小中学生人権啓発ポスターの募集	小中学校児童生徒を対象とした人権啓発ポスターの募集、審査、表彰、入賞作品の展示を行い、その中で、男女共同参画の精神の涵養を図ります。	人権・男女共同参画課
6	小学生人権書道作品の募集	小学校児童を対象とした人権書道作品の募集、審査、表彰、入賞作品の展示を行い、その中で、男女共同参画の精神の涵養を図ります。	人権・男女共同参画課
7	動く啓発運動	人権啓発用オープンシャツ着用運動を実施し、様々な機会をとらえて啓発を実施します。	隣保館
8	「隣保館だより」「福祉コミュニティだより」の発行	事業の案内及び人権に関する啓発を行うため発行します。	隣保館 田沼福祉コミュニティセンター
9	人権啓発用ビデオ・図書貸出	ビデオ・図書を充実させ、啓発活動の一環として貸出を行います。	隣保館
10	人権講演会の開催	様々な人権問題の解決に向けて人権講演会を開催します。	隣保館 田沼福祉コミュニティセンター

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
11	市民教養講座（社会教育人権研修会）	人権意識を高め、人権感覚を磨き人権の大切さを学ぶ講座（講話等）を実施します。その中で、男女の人権の尊重についても啓発します。	公民館管理課
12	人権教育指導者養成講座	人権教育指導者の資質の向上を図るための講座を開催します。	生涯学習課
13	集会所人権学習会	社会教育における人権教育・啓発をより効果的に推進するため、様々な人権問題に関する講演会を計画的に開催し、あらゆる差別問題の解決を図ります。	生涯学習課

施 策（7） メディアにおける男女の人権の尊重

表現の自由を十分尊重したうえで、適切な情報を適切に判断する能力を培うための取組を推進します。

また、人権侵害や暴力に結びつくような有害図書等に関する調査を行い、関係機関と連携し、撤去に向けた取組を進めます。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	職員研修の実施	市が発行する刊行物等について男女共同参画の視点に立った表現になるように、市の職員向け研修を実施します。 ＜施策（2）再掲＞	人権・男女共同参画課
2	有害図書及びビデオ、雑誌自動販売機の立ち入り調査の実施	県と共に、有害図書及びビデオ、雑誌自動販売機の調査を行い、必要に応じ関係機関と連携し撤去に向けた取組を進めます。また、市少年補導員会とともに有害図書及びビデオ、雑誌自動販売機の調査を行い、必要に応じ関係機関と連携し撤去に向けた取組を進めます。	少年指導センター
3	白ポストの設置	有害図書等を回収するため、白ポストを設置します。	少年指導センター
4	メディア・リテラシーに関する情報提供	男女共同参画の視点に立ったメディア表現について、啓発、情報の提供を行います。	人権・男女共同参画課

施 策 (8) 性同一性障がい者等に配慮した男女共同参画の推進

性同一性障がい等について理解を深めるための啓発・情報の提供を行います。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	性同一性障がい等に関する啓発・情報の提供	性同一性障がい等に配慮した対応ができるよう市内事業所・医療機関等に対し、講演会やリーフレット等の情報提供を行います。	人権・男女共同参画課
2	男女平等の教育を進めるための研修及び資料の収集	男女平等の教育を進めるための研修及び性同一性障がいなど資料の収集を行います。 <施策(3)再掲>	学校教育課
3	窓口業務等における性同一性障がい等に配慮した対応の実施	窓口業務等を実施するうえで、性同一性障がい等に配慮した対応を行うよう機会を捉え職員の共通理解を図ります。	関係各課

施策の方向4 配偶者や恋人からの暴力対策の推進（DV対策基本計画）

基 本 方 針

一人一人の人権が尊重され、心身共に健康であることは、私たちの目指す男女共同参画社会の基本となるものです。男女共同参画社会の実現のためには、男女共に人権を尊重されることが不可欠です。近年、DV(ドメスティック・バイオレンス)などの被害が社会問題となっており、暴力被害の防止が求められています。

市民アンケートにおいても、DVについて自分が直接被害を受けたことがあるとした人もおり、「はっきり意思表示できる環境と意識づくり」、「規制法令等の整備」、「相談体制の充実」が求められています。

暴力は、重大な人権侵害であり、男女を問わず決して許されるものではありません。近年は、デートDVを含むDV、ストーカー行為、性犯罪など、性に関連した暴力が問題となっており、被害者の多くが女性である実態があります。そのためDVに対する問題意識を高めるための啓発や相談窓口の周知など、防止対策に取り組む必要があります。ストーカー行為、性犯罪など人権を無視した行為についても取り組んでいく必要があります。特に、DVを防止するための予防教育は重要です。

平成19(2007)年7月、DV防止法(配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律)の一部改正法が公布され、平成20(2008)年1月に施行されました。この法により、市町村においてもDVを防止するとともに、基本計画の策定が努力義務とされました。このことに伴い、佐野市男女共同参画プラン(第二期)の、施策の方向4「配偶者や恋人からの暴力対策の推進」をDV防止法第2条の3第3項の規定に基づく基本計画(DV防止に関する計画)として位置づけ、暴力防止のための啓発や被害者に対する相談など支援の充実に取り組みます。

施 策 (9) 広報・啓発と相談支援の充実

DVに関するパンフレットやチラシを作成し、多くの市民にDVについて知つてもらえるよう啓発を行います。

また、DVは、家庭内において行われるために潜在化しやすく、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートして被害が深刻化しやすいため、被害者を発見しやすい立場にある職務関係者などの協力の下で、早期発見に取り組み、相談体制の充実を図ります。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	配偶者からの暴力による人権侵害を防止するための啓発	配偶者からの暴力による人権侵害を防止するため、パンフレット・リーフレットや広報紙を使って広く市民に啓発したり、研修会や講座等を開催します。また、外国人や障がい者への情報提供を行います。	人権・男女共同参画課 障がい福祉課
2	デートDV防止の啓発	デートDV防止を啓発するため、啓発用リーフレットを配布したり、児童生徒、教職員、保護者に対して、研修会、講演会等を開きます。	人権・男女共同参画課 学校教育課
3	関係機関への啓発	DV被害者への適切な対応が図れるよう、医療機関、民生委員・児童委員等にDV防止に関するパンフレット・リーフレットを配布し、協力・連携を図ります。また、支援を担当する職員に対し、DVに対する知識と二次被害防止のための啓発を行います。	人権・男女共同参画課 社会福祉課
4	相談窓口の周知	広報紙、パンフレット、チラシなどを使って相談窓口の周知を図ります。	人権・男女共同参画課 交通生活課 家庭児童相談室
5	女性相談員による相談	女性相談員が女性の立場に立ってDV、ストーカー、離婚などの相談、援助を実施します。	人権・男女共同参画課 家庭児童相談室
6	カウンセリング相談の実施	相談時における心のケアが必要な被害者を対象に、カウンセラーによる相談を実施します。	人権・男女共同参画課
7	弁護士無料法律相談の実施	DV、ストーカー、離婚などについて、弁護士による無料相談を実施します。	隣保館 交通生活課
8	相談員の質の向上	被害者に対する相談と適切な助言を行うため、専門研修を受講するなど、関係職員の資質の向上を図ります。	家庭児童相談室

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
9	D V 被害者相談カードの作成	相談や手続きの速やかな対応と二次被害の防止を図るため、D V 被害者相談カードを作成し対応します。	家庭児童相談室 人権・男女共同参画課
10	外国人からの相談への対応	外国人からの相談にも対応するため、国際交流協会などの関係機関と連携します。 <施策(14)再掲>	交通生活課
11	地域包括支援センターの運営	高齢者の権利擁護のために、虐待の防止及び早期発見のための必要な援助・相談を行います。また、高齢者虐待予防への正しい知識の普及啓発に努め、地域包括支援センターを中心として医療機関、保健センター、福祉事務所、警察等関係機関や地域団体・民生委員などと連携を図り、虐待防止に取り組んでいきます。 <施策(28)再掲>	いきいき高齢課

施 策 (10)**緊急時における安全の確保及び一時保護**

被害者の生命、身体の安全を確保するため、緊急性が高い被害者からの相談に対しては、加害者からの追求に備え、県の一時保護施設への同行などの対応を行います。

また、加害者から逃れた被害者の情報については、市から加害者に知られることのないよう、情報管理を徹底します。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	被害者の安全の確保	被害者の安全確保を図るため、県を始め関係機関との連携を図り、緊急避難及び一時保護施設などへの保護を行います。	家庭児童相談室 人権・男女共同参画課
2	保護命令制度の利用の支援	保護命令制度の利用についての情報提供を行います。	家庭児童相談室 人権・男女共同参画課
3	高齢者施設との連携	被害者が高齢者で施設入所が適切と認められる場合は、施設入所が迅速に行われるよう支援します。	いきいき高齢課
4	障がい者施設との連携	被害者が障がい者で施設入所が適切と認められる場合は、施設入所が迅速に行われるよう支援します。	障がい福祉課

施 策 (11) 被害者の自立支援

被害者の自立・生活再建に向けて、住宅の確保や就労を始めとして、経済面、心理面等、被害者が抱える困難に対応した支援を行います。被害者が自立・生活再建するまでには時間をする場合においては、関係機関と連携しながら切れ目のない支援に取り組みます。

さらに、被害者の同伴の子どもに対しても、就学等の支援や心理的ケアに取り組みます。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	被害者の自立に向けた就労 ・日常生活・各種手続き等の情報の提供	被害者の自立支援について、庁内関係課の調整を行います。また、各種窓口で被害者本人による手続きが必要な場合は、相談員等の同行支援により迅速な対応を実施します。	家庭児童相談室 人権・男女共同参画課 関係各課
2	被害者の心理的ケアの実施	被害者に対するカウンセリング相談を継続して実施します。必要に応じて母子保健との連携を図ります。	人権・男女共同参画課 健康増進課
3	住宅の確保	一時保護後の住宅確保の支援をします。また、市営住宅申込み時において優先入居の配慮を行います。	家庭児童相談室 建築住宅課
4	子どもに対する支援	子どもが通う幼稚園、保育園や学校についての配慮、就学援助等、被害者やその子どもに適切な対応の支援を実施するとともに、保育園や放課後児童クラブ等での対応について配慮します。	家庭児童相談室 保育課 こども課 学校教育課

施 策 (12) 関係機関との連携

被害者の発見から保護、自立・生活再建までの切れ目のない支援を行うため、関係各課・関係機関が連携し対応を行います。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	民間団体への支援	被害者の相談と一時保護を行う民間団体に対し、支援を行います。	人権・男女共同参画課
2	母子生活支援施設等との連携	一時保護退所後も施設における支援が必要な母子については、母子生活支援施設への入所について連携を強化します。	家庭児童相談室 人権・男女共同参画課
3	県及び近隣市町との連携	県の配偶者暴力相談支援センターや、近隣市町等の関係機関と連携します。	家庭児童相談室 人権・男女共同参画課
4	高齢者施設との連携	被害者が高齢者で施設入所が適切と認められる場合は、施設入所が迅速に行われるよう支援します。	いきいき高齢課
5	障がい者施設との連携	被害者が障がい者で施設入所が適切と認められる場合は、施設入所が迅速に行われるよう支援します。	障がい福祉課

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進

施策の方向5 國際的な視野に立った男女共同参画の推進

基本方針

国内外の男女共同参画に関する動向や女性問題など国際的な取組について理解を深め協調していくことが男女共同参画を推進する上で重要となります。

そのため、国際理解を深めるための学習機会の充実や交流を促進し、国際理解を深めるとともに、国際的視野を広げる必要があります。

また、本市に住む外国人数は、現在2,045人(平成24(2012)年12月現在)と市の人口の1.7%を占めており、地域や職場において安心して日常生活を送れるよう、情報の提供や相談体制を充実することが求められています。

施 策 (13) 國際理解を深める学習の推進

国際社会の一員として、国際的協調の下に男女共同参画を推進するため、国際理解を深めるための学習機会の充実を図ります。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	外国青年英語指導助手指導事業	ALT訪問による国際理解教育を実施します。	学校教育課
2	教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等での学習	教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などで国際理解を深めるための学習を実施します。	学校教育課

施 策 (14) 国際交流の推進

国内外の男女共同参画に関する動向や女性問題などを理解し把握に努めるとともに、国際的な動きを踏まえながら外国国籍市民に対する支援を行います。

また、姉妹交流都市や在住外国人との交流を促進するとともに、市民の自主的な国際交流活動を支援します。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	ランカスター市中学生相互交流	姉妹都市であるアメリカ合衆国ランカスター市の交流を通じ友好関係を促進するとともに、市民の国際感覚を養い国際化の時代に対応した人材育成を図ります。	政策調整課
2	国際交流フェスティバル開催事業の支援	日本に居住、生活する外国人との交流機会の拡大を図るため、国際交流協会主催の国際交流フェスティバル開催の支援をします。	政策調整課
3	国際交流協会支援事業	佐野市国際交流協会へ補助金を交付し、民間団体としての幅広い国際交流活動を支援することにより、市民の国際交流の推進と理解を図ります。	政策調整課
4	日中友好協会支援事業	佐野市日中友好協会へ補助金を交付し、民間団体としての日中友好活動を支援することにより、市民の日中友好の推進と理解を図ります。	政策調整課
5	日本語教室事業	佐野小学校内に佐野市日本語教室を設置し、指導員が日本語指導や相談を行うとともに、拠点校4校を巡回し担当教員と連携を図り指導に当たります。	学校教育課
6	外国人児童生徒教育拠点校	外国人児童生徒教育拠点校4校（県教委指定：天明小、植野小、犬伏東小、城東中）にて、担当教員が日本語指導など必要に応じて個別指導を行います。	学校教育課
7	外国人特設相談の実施	市内で生活している外国人の困り事相談を実施します。 ＜施策(9)再掲＞	交通生活課

施策の方向6 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

基 本 方 針

男女共同参画社会の実現には、男女を問わず市民が政策や方針決定の過程に参画することが不可欠です。男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は企業や市民団体における方針の立案及び決定に参画することが求められています。

しかし、市が設置する審議会等の附属機関における女性委員の登用率は、平成24(2012)年度実績で21.2%となっており、第一期計画策定時(20.9%)より向上はしているものの、まだまだ低い状況で、いまだ女性の参画が十分とはいえない状況です。女性委員のいない審議会も依然としてあります。単に女性の比率を高めるだけではなく、女性自身が政策・方針の決定過程に参画していくためのエンパワーメントを促進していくとともに、政策・方針決定過程の場へ女性が積極的に参画していくことが必要です。

また、市職員においても女性幹部が少なく職種によっても男女の構成比が偏っている場合もあります。国が掲げる「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%」という目標達成に向けて、採用後の職員配置や職員の能力の活用といった、職員の任用や研修の実施、仕事の管理及び職員の指導をする立場である管理職の意識改革、審議会委員を選定する場合に女性を起用するような配慮など、様々な角度からの取組みが必要です。

施 策 (15)

政策・方針決定過程への女性の参画促進

政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、審議会・町会役員等あらゆる分野への女性の登用の促進や参画できる人材の発掘に努めます。

また、事業所・団体等にも方針決定過程への女性の参画拡大について働きかけます。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	審議会等における女性登用の促進	男女双方の意見を取り入れができる環境づくりに配慮し、女性の登用率向上に努めるよう庁内へ働きかけます。	行政経営課 人権・男女共同参画課
2	地域活動・団体等への啓発 ・情報の提供	市政に多様な意見を反映させるため、リーフレット等を配布し、審議会や町会役員等の女性の登用促進について啓発を行います。 <施策(24)再掲>	人権・男女共同参画課
3	事業所・商工団体等への情報提供	事業所・商工団体等における経営方針決定過程への女性の参画促進について、リーフレット等による情報提供を行います。	人権・男女共同参画課 商工課
4	農業・農村分野での男女共同参画の推進	家族経営協定の締結促進、女性の認定農業者の増加、JA正組合員、JA総代、JA理事に占める女性割合の増加を図ります。	農政課



施 策 (16) 男女の市政参画の促進

男女が共に市政の場に参画でき、多様な市民意見を市政に反映するよう、引き続き施策を推進します。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	市長とおしゃべりランチ	市内で活動しているグループの方々と会食しながら、気軽な雰囲気で特定のテーマを中心に本市のまちづくりについて懇談し、市政を身近に感じてもらうとともに、市政への理解を深めてもらうため実施します。	政策調整課
2	市政モニターの設置	市政に関する市民の建設的な意見、要望などを聴取することにより、市政の効率的な運営に資するため市政モニターを設置します。	政策調整課
3	市民からのメール、投書箱の設置	市政に関する市民の建設的な意見、要望等を聴取し世論の動向を正しく把握することにより、市政の効率的な運営に資するためにホームページにメールボックスを設置します。また、東仮庁舎の情報公開フロア、田沼庁舎・葛生あくと保健センターの行政センター及び赤見・野上・飛駒の各支所に投書箱を設置します。	政策調整課
4	世論調査の実施	市政についての市民の意見や要望等を把握し、今後の施策の基礎資料とするため実施します。	政策調整課
5	パブリックコメントの実施	市の基本的な政策等について市民等の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施します。	政策調整課
6	審議会等委員の公募制の推進	市政に男女の意見を反映させるため、審議会等委員の公募制を推進します。	関係各課
7	情報の提供及び公開の推進	市民の市政参画の基礎資料となる、情報の提供及び公開を推進します。	関係各課

施 策 (17) 市役所における男女共同参画の推進

佐野市職員人材育成基本方針により、政策の立案等に関わる市職員の男女共同参画についての意識の高揚を図ります。また、積極的に女性職員の育成を図るとともに、男女共同参画の視点に立って、採用、配置、役職への登用を推進します。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	男女共同参画研修会の開催	男女共同参画についての認識を深めるため、職員を対象に研修会を開催します。	人権・男女共同参画課
2	女性職員の管理職への登用推進	性別にとらわれない公正公平な能力の評価を行い、女性の管理職への登用を推進します。	人事課
3	女性職員の職域拡大	女性職員の職域の拡大に努めるとともに、性別に偏らない事務分担を推進します。	人事課
4	女性職員の能力開発	女性職員の能力開発のため、政策の立案等に関する参画機会や研修機会の拡大を図ります。	人事課
5	セクシュアル・ハラスメント防止研修会	職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するため、防止に関する要領の周知や研修会を実施します。	人事課
6	メンタルヘルス専門研修	ストレスへの対応や早期発見による未然の防止を目的とした管理者向けの研修を行います。	人事課
7	メンタルヘルス研修	自己の精神面の健康管理について学ぶ一般職員向けの研修を講演会方式で実施します。	人事課
8	特定事業主行動計画に基づく子育て支援制度の周知	子育て支援のため、特定事業主行動計画に基づき、育児休業、特別休暇、経済的支援等諸制度について職員へ周知します。	人事課

施策の方向7 女性のエンパワーメントの促進

基 本 方 針

市民アンケートにおける女性と職業においても、「結婚後や出産後もずっと職業を続ける方がよい」という回答が女性の中で最も多くなっており、女性が職業を続けたいという意識が高いことがうかがえます。しかし、育児等により離職する女性が少なくない状況においては、育児等で離職しなくてもよい環境をつくり出すとともに、育児を終えて再び就職しようとする方や離職者・転職者が再チャレンジできるよう支援していく必要があります。

また、女性が社会のあらゆる分野における活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等に男女が平等に参画できる機会が確保されるとともに、女性自身がエンパワーメントする(力をつける)必要があります。

公的・私的分野を問わず、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するために、各種活動分野において人材を発掘・育成し、指導的立場にある女性を増やしていくことが必要です。併せて、起業家、技術者等、従来女性が少なかった分野に新たにチャレンジする人を支援する取組が必要です。

施 策 (18) 女性の人材育成

女性自身の意欲を高揚し能力を開発していくため、学習機会の充実を図ります。また、女性の人材に関する情報を幅広く収集し、女性リーダーの養成と発掘に努め、地域等で活躍できる女性の育成を図ります。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	県等が主催するセミナー等への派遣、情報提供	女性リーダーを育成するため、セミナー等へ市民を派遣するとともに研修会等の情報提供を行います。<施策(4)(31)再掲>	人権・男女共同参画課 生涯学習課
2	女性の人材情報の収集、情報の提供	個人情報に配慮しながら、女性の人材情報の収集、提供に努めます。	人権・男女共同参画課
3	女性指導者研修会の開催	女性の参画を促進するため、女性リーダー育成研修会を開催します。	人権・男女共同参画課
4	佐野市生活研究グループ協議会の活動支援	農業分野における女性の人材育成のため、佐野市生活研究グループ協議会へ補助金を交付します。	農政課
5	農業分野での女性リーダーの研修会等の開催情報の提供	農業分野での女性リーダー研修会等の開催情報の提供を行います。	農政課
6	楽習講師企画講座	楽習講師が自ら学習成果を活かすため、主体的に講座を企画・運営し、広報等を通じて広く市民にメニューを提供することにより、自主的な学習機会を支援します。	生涯学習課

施 策 (19) 女性のチャレンジ支援の促進

子育てや介護等により、一旦離職した女性の再就職を支援するため、また、起業を目指す女性に対し、相談や情報提供等の支援を行います。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	女性の再就職相談会の実施	女性の再就職支援のために、ハローワークマザーズコーナーの相談員による相談会を実施します。	人権・男女共同参画課
2	女性の再就職セミナーの開催	再就職に必要な知識を学ぶためのセミナーを開催します。	人権・男女共同参画課
3	求人情報等の提供	ハローワーク佐野と連携し、管内求人情報の提供を行います。	商工課
4	再就職・起業に関する研修会等の情報の提供	再就職・起業に関する研修会等の情報提供を行います。	商工課
5	「まちなかチャレンジショップ」における新規事業者の育成及び支援	起業家支援の一環として、新規事業者が本格的に開業する前にチャレンジショップとして利用できるスペースを提供します。	商工課
6	研修会等開催情報の提供	農業分野での起業に関する研修会等の開催情報を提供します。	農政課
7	パソコン講座の実施	隣保館パソコン講座を実施します。	隣保館
8	パソコン講座の実施	職業能力の開発・向上に資するため、楽習講師によるパソコン講座を実施します。	生涯学習課
9	母子家庭の雇用促進	関係機関と連携して母子家庭の雇用促進を図ります。 ＜施策(32)再掲＞	家庭児童相談室
10	母子家庭自立支援教育訓練給付金の交付	母子家庭の母が教育訓練を受講するための費用の一部を支援し、自立の促進を図ります。 ＜施策(32)再掲＞	家庭児童相談室

施策の方向8 働く場における男女共同参画の推進

基 本 方 針

持続可能な社会経済を構築するためには、男女が共に能力を発揮できる就労環境づくりが必要です。女性を取り巻く就労環境については、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の改正、子育て環境の充実等により、M字曲線がなだらかになってきたほか、企業における女性管理職の割合が徐々に増えるなど一定の改善は図られています。

市民アンケートでは、職場における男女平等については、「平等になっている」という回答は全ての項目で前回調査より多くなっています。しかし、「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」という回答が増加している項目もあり、職場における男女間の格差は依然として残っているようです。

企業や事業所においては、男女間の格差をなくし、セクシュアル・ハラスメント防止対策を推進し、働きたい女性が働き続けられるようにするための支援や、男性も含めた働き方の見直しの理解や積極的な取組が不可欠です。そのためには企業や事業所に対し男女共同参画に関する啓発、支援を効果的に推進していくことが重要です。

また、農林業・商工業などの家族経営的な分野は、生活の場と生産の場が一体となる場合が多く、女性は仕事をしながら家事・育児・介護等を担っている状況があります。女性が能力を十分発揮し、正当に評価され、経営活動や地域活動に参画できる環境づくりが求められています。

施 策 (20)**男女の均等な雇用機会と待遇の確保**

男女の均等な雇用機会や待遇が確保されるよう、関係機関と連携を図りながら、労働基準法や男女雇用機会均等法などについて、事業主等に対し啓発、情報の提供を行います。

また、市民アンケートの結果からみても、女性が働くことについて、男女共に肯定的な意見が多く、継続して男女が対等な立場で働くことができるような職場の環境づくりに取り組みます。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	研修会等の情報の提供	事業主の理解と協力を得るため、企業向けセミナーについて、チラシ等により情報提供を行います。	人権・男女共同参画課
2	ポジティブ・アクションについての啓発・情報の提供	固定的な役割分担意識により生じている男女間の格差を解消していくため、関係機関との連携を図りながら、企業に対する啓発・情報の提供を行います。	人権・男女共同参画課
3	公正採用選考人権啓発推進員設置の促進	企業における公正採用を促進するため、公正採用選考人権啓発推進員の普及を促進します。	商工課
4	リーフレットによる情報提供	広報紙による周知や「栃木県の最低賃金」、「男女雇用機会均等法のあらまし」、「パートタイム労働法の概要」等の情報提供を行います。	商工課
5	企業人権啓発懇談会	様々な人権問題について、正しい理解と認識を深め、差別の解消を図るために研修会を行います。	商工課
6	介護に係る人材の確保	市内地域密着型サービス事業所で介護職員待遇改善加算が適正給付されるように指導します。	介護保険課

施策(21) 能力を発揮しやすい職場環境の整備促進

誰もが個人として能力を発揮する機会が確保されるよう、男女の均等な機会と待遇の確保に向けて事業者が取り組む働く場での環境づくり、働き続けながら育児や介護ができる職場環境の整備、男女間格差のは正など、事業所における男女共同参画の取り組みを支援するための情報提供や啓発を行います。

また、セクハラやパワハラ防止、相談体制の充実に努め、働きやすい職場環境づくりを進めます。

番号	具体的な施策	施策の内容	担当課
1	労働基準法、男女雇用機会均等法等の周知	関係機関と連携を図りながら、労働基準法、男女雇用機会均等法等の周知を図ります。	商工課
2	母性保護対策の普及促進	女性が働きながら安心して妊娠・出産できるよう啓発・情報の提供を行います。 ＜施策(35)再掲＞	商工課
3	セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発を行うとともに、相談機関の周知を図ります。	人権・男女共同参画課 商工課
4	育児・介護休業法や制度の普及・啓発	男女が共に子育てや介護を担い、仕事との両立が可能となるよう、育児・介護休業法や制度などの啓発・情報の提供を行います。 ＜施策(30)再掲＞	商工課
5	労働時間短縮に向けての啓発	ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、労働時間の短縮に向けての啓発・情報の提供を行います。＜施策(30)再掲＞	人権・男女共同参画課 商工課
6	多様な就労形態の普及	短時間正社員やフレックスタイム制などの仕事と家庭生活が両立しやすい多様な就労形態の普及を促進するため、関係機関と連携を図りながら、企業に対する情報の提供を行います。 ＜施策(30)再掲＞	商工課
7	均等・両立推進企業の普及・啓発	均等・両立推進企業を普及させるための情報の提供を行います。 ＜施策(30)再掲＞	人権・男女共同参画課 商工課
8	パートタイム労働者等の雇用管理の改善の啓発	パートタイム労働者等の適切な待遇・労働条件の確保のため、関係機関と連携して法制度の周知や情報の提供を行います。	商工課
9	勤労者福祉の向上	勤労者福祉の向上のため、両毛メート（中小企業で働く方の福利厚生事業を実施している（財）両毛地区勤労者福祉共済会）への加入促進を図ります。	商工課

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
10	労働相談機関の周知	労働環境の改善を図るため、労働条件に関する様々な相談等を実施している機関の周知を図ります。	商工課
11	高齢者の就業機会の促進	高齢者が長年培った技能・経験等を活用し、高齢者の意欲と能力に応じて働き続けることができるよう、関係機関と連携を図りながら、高齢者の就業機会の促進に努めます。	いきいき高齢課 商工課
12	母子健康手帳交付時における制度説明	働く女性に対し、母子健康手帳交付時に「母子健康管理指導事項連絡カード」等の制度を説明します。 <施策(35)再掲>	健康増進課

施 策 (22)**農林業・家族経営的な商工業の分野における男女共同参画の促進**

本市において、農業委員や農協・商工会などの役員への女性の登用は依然として低い割合にあり、今後より一層の推進が必要です。

また、家族経営的な商工業等に携わる女性が個人としての能力を十分発揮し、正当に評価され、男性と対等なパートナーとして経営活動や地域活動に参画できるよう啓発を行います。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	家族経営協定締結の促進	農業に携わる男女がお互いに協力して経営に参画できるよう、家族経営協定の締結を促進します。	農政課
2	農業技術や経営能力向上のための研修会等の実施	女性農業者の農業技術や経営能力向上のための研修会、参加支援及び情報の提供を行います。	農政課
3	商工業者等に対する啓発	商工業等に携わる女性が経営等へ参画できるよう啓発・情報の提供を行います。	人権・男女共同参画課 商工課

施策の方向9 家庭生活・地域活動における男女共同参画の推進

基本方針

男女が、家庭や地域における責任を果たしながら共にその個性と能力を発揮し、共に支え合い、協力しあうことは自立と生きがいをもった生涯を送ることにつながります。

さらに、一人ひとりが暮らしやすく活力ある地域づくりのため、地域における男女共同参画をよりいっそう進める必要があります。また、少子高齢社会、核家族・共働き家庭などを支える上でも、地域コミュニティやボランティア活動、NPOなどの果たす役割が重要であり、女性、男性双方の力が必要不可欠となっています。男性にとっても、家庭、職場、地域のバランスがとれた生活は、仕事を中心とした生活よりもさらに心豊かなものになると考えられます。そして、定年退職後も生きがいを持って有意義な生活を送るためには、家庭や地域での生活が重要な要素となります。

また、災害に対しては、日頃からの協力体制を構築し、男女のニーズの違いを考慮した防災対策を推進することが必要です。



施 策 (23)**家庭生活における男女共同参画の促進**

ジェンダー(社会的性別)による性別役割分担意識を見直し、男女が協力して家事・育児・介護等を担う必要性と責任の重要性の啓発を推進します。また、子育て家庭に対しては、各種教室や講座等学習機会の提供を行い、父親の育児参加への促進を図ります。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	「広報さの」による啓発	家庭での男女共同参画について市民等の理解を深めるため、「広報さの」へ情報を掲載します。 ＜施策(1)(2)(6)(4)再掲＞	人権・男女共同参画課
2	情報紙「パレット」の発行	市民向けに情報紙を発行し、家庭での男女共同参画について啓発・情報提供を行います。 ＜施策(1)(2)(4)再掲＞	人権・男女共同参画課
3	リーフレット等による啓発・情報の提供	家庭生活における男女共同参画の推進について、リーフレット等による啓発・情報の提供を行います。 ＜施策(1)(2)(4)(29)(31)再掲＞	人権・男女共同参画課
4	男女共同参画講座の開催	男女共同参画について市民等の理解を深めるため、講座を開催します。 ＜施策(1)(4)再掲＞	人権・男女共同参画課
5	団体企画実践講座の実施	男女共同参画について市民等の理解を深めるため、男女共同参画ネットワークの加入団体主催による団体企画実践講座を実施します。 ＜施策(1)(4)再掲＞	人権・男女共同参画課
6	消費者啓発講座（楽しいくらしの講座）の実施	消費生活、消費者活動についての講座を開設します。	交通生活課
7	消費者情報の提供	「広報さの」コラム「消費者情報」に掲載します。	交通生活課
8	高齢者等への啓発講座への講師派遣	消費者保護のため、消費生活講座へ講師を派遣します。	交通生活課
9	消費生活相談の実施	消費者保護のため、消費生活相談を実施します。	交通生活課 人権・男女共同参画課
10	「家庭の日」の周知	県が定める毎月第3日曜日の「家庭の日」の周知を行い、家庭の大切さについて社会的気運を高めるとともに、男女が協力しながら家事・子育て・介護等を行うことなど、家庭における男女共同参画について話し合うきっかけづくりを促進します。	少年指導センター
11	両親学級(ママパパ学級)の開催	助産師、保健師、栄養士等による男女で行う子育ての啓発を行います。 ＜施策(5)(27)(29)再掲＞	健康増進課

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
12	一日保育士体験事業	各保育園において保護者(父・母)が各クラスに入り、「保育士」を体験します。 ＜施策(5)(31)再掲＞	保育課

施 策 (24)**地域活動における男女共同参画の促進**

身近な暮らしの場である地域の活動に性別や年代にかかわらず参加し、暮らしやすい地域をつくるため、地域活動やボランティア等に積極的に参画できる環境づくりを推進します。

また、男女が地域の活動の中でそれぞれの力を十分に発揮できるよう、より多くの地域人材を活かして、地域活動を活性化し、地域力を高めるよう各種施策を推進します。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	各種団体に対する啓発、情報の提供	男女共同参画についてのリーフレット等を配布し、啓発や情報提供を行います。 ＜施策(15)再掲＞	人権・男女共同参画課
2	健康サポートさの活動事業	さの健康21プランに基づき地域での健康づくり活動を実施します。	健康増進課
3	協働講演会	協働の理解促進と意識啓発のための講演会を開催します。	市民活動促進課
4	市民活動講座	だれでも参加できる身近なものとして、市民活動を捉えてもらい、市民活動の促進を促す講座を開催します。	市民活動促進課
5	子ども会育成者研修会講座開催事業	子どもたちの健全育成と子ども会活動の一層の活性化を図るため、子ども会の育成者を対象に、育成者として基本的な知識や技能を習得できるように研修講座を開催します。	生涯学習課

施 策 (25)**男女共同参画推進団体との連携及び支援**

男女共同参画を推進する市民活動との連携を図るとともに、活動の中で男女共同参画の視点を持って取り組めるよう支援し、市民と協働で男女共同参画を推進します。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	男女共同参画を推進する団体等との連携・支援	男女共同参画ネットワークさのに対し、補助金を交付し活動の支援を行います。また、その他、男女共同参画を推進する市民団体等との連携・支援を図ります。	人権・男女共同参画課
2	栃木県・男女共同参画地域推進員との連携・支援	男女共同参画地域推進員に対して、男女共同参画に関する情報を提供し、活動の推進を図ります。	人権・男女共同参画課
3	男女共同参画推進センター機能の充実	男女共同参画推進の拠点施設として、男女共同参画推進センターの機能の充実を図ります。	人権・男女共同参画課

施 策 (26)**男女共同参画の視点による防災対策**

災害時に男女が共に協力して乗り越えられるよう、日頃からの協力体制を呼びかけるとともに、男女のニーズの違いを考慮し、生活に密着した防災対策を進めます。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	自主防災組織の育成	自主防災組織が設置されていない町会に対し組織化を要請・支援する中で、男女共同参画の趣旨を説明し、自主防災組織への多くの女性の参画を図ります。	危機管理課
2	防災講習会の実施	町会や各種団体を対象に防災講習会を実施し、防災活動に必要な知識・技術の習得等を支援します。	危機管理課
3	災害時における避難所運営の協力体制の確認	町会の会合等の機会に、災害時における避難所運営について、地元町会との協力体制（避難者による主体的な避難所の運営、運営への女性の参画）の確認・要請をします。	危機管理課



基本目標Ⅲ 男女共同参画を推進する環境づくり

施策の方向10 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

基 本 方 針

個人のライフスタイルは、複雑化した社会と共に多様化しており、男女の個性と能力が発揮できる社会の実現のためには、仕事と家庭・地域活動等の両立支援が欠かせません。

市民アンケートによると、「仕事と家庭生活や地域・個人の活動の優先度」について、男女とも理想では、『「仕事」と「家庭生活」をともに優先』と回答した人が比較的多くなっていますが、現状では男性は『「仕事」を優先』、女性は『「家庭生活」を優先』としている実態があります。

このような現状をより理想に近づけるためには、男性が地域・家庭生活を充実でき、女性が仕事で能力を発揮できるようになるための方策が必要となります。そのためには、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の重要性について理解を促進する必要があります。

仕事と家庭を両立することができ、個人のライフスタイルに応じた自由な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。あらゆる職場において、男女の均等な機会と待遇の確保が図られるとともに、個人の意欲や生活の優先度に応じて働くことができる環境づくりを進めることが重要です。

のことから、性別にとらわれることなく、職場での働き方や家庭・地域活動での役割分担を選択できるような環境の整備が求められています。

施 策 (27) 子育て支援対策の推進

男女が共に家庭生活と社会の様々な分野における活動に参画するためには、多様な子育てニーズに対応する必要があります。そのため、保育サービス、放課後児童対策、ファミリー・サポート・センターの充実などに努めます。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	通常保育	保護者の就労や疾病などにより、家庭で保育できない乳幼児を保育所で預かることにより、仕事と子育ての両立支援を図ります。	保育課
2	延長保育	保護者の就労形態、勤務・通勤時間等やむを得ない事情により、通常の保育時間を超える保育が必要な場合、基本的な保育時間を超えて時間の延長を行います。	保育課
3	夜間預かり保育	保護者の短時間・継続的労働または、社会的にやむを得ない事由により、一時的保育の要望に応えるため、夜間預かり保育を行います。	保育課
4	病児・病後時保育（体調不良時対応型）	児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全体制を確保することで、保育所における緊急的な対応を図る事業及び保育所に通所する児童に対して保健的な対応などを実施します。	保育課
5	預かり保育料減免事業	預かり保育を実施する市内私立幼稚園へ、保育料減免事業に対する補助金を交付し、保護者の負担を軽減します。	保育課
6	私立幼稚園施設設備整備支援事業	施設整備事業を実施する市内私立幼稚園へ、その事業費の一部を補助し、児童教育の環境充実を図ります。	保育課
7	一時保育	保護者の短時間・継続的労働または、社会的にやむを得ない事由により、一時的保育の要望に応えるため、一時保育を行います。	保育課
8	乳児保育	仕事と子育てを支援するため、乳児からの保育を行います。	保育課
9	すこやか保育（障がい児発達支援）	集団の中で、特別に支援を必要とし、保護者の就労や疾病などにより家庭で保育できない、おおむね3歳以上の児童について、発達段階に応じた保育を実施します。	保育課

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
10	地域子育て支援センター事業の推進	子育て公演会や親子のふれあいや遊びの機会を設け、心身のリフレッシュを図りながら、子育てのノウハウを体得するとともに子育てについての意識を高めます。	保育課
11	子育て支援センター情報紙「井戸端かいぎ」の発行	子育てのヒント、乳幼児の食事、絵本の紹介、健康のアドバイス、親子の遊びなどを掲載します。<施策(5)再掲>	保育課
12	子育て支援センター情報紙「すくすく」の発行	子育て支援室「ぴよぴよルーム」の情報紙として、行事予定、子育てのヒントなどを掲載します。<施策(5)再掲>	保育課
13	両親学級(ママパパ学級)の開催	助産師、保健師、栄養士等による男女で行う子育ての啓発を行います。 <施策(5)(23)(29)再掲>	健康増進課
14	全小中学校におけるいじめや不登校の状況と取組についての実態把握と支援	市教委による全小中学校のいじめや不登校の実態把握をし、状況に応じて、学校訪問や相談を行うとともに、市教育センター等関係機関と連携し、学校、児童生徒、保護者を支援します。	学校教育課
15	放課後子ども教室の充実	子どもたちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進するため、放課後子ども教室の充実に努めます。	生涯学習課
16	放課後児童クラブの充実	仕事と子育ての両立を支援するため、放課後児童クラブの整備及びサービスの充実を図ります。	こども課
17	こども医療費助成事業	子どもの保健の向上と福祉の増進のため、出生(または転入日)から中学校3年生までのこども医療費の一部を助成します。	こども課
18	各児童館の母親クラブの実施	母親の自主的な子育て活動の場の提供及び活動支援を行います。	こども課
19	各児童館の各種イベントの実施	地域で安心して子育てができるよう、夏祭り・もちつき大会・季節の行事(七夕、Xマス、豆まき、ひな祭等)などの事業を行います。	こども課
20	各児童館における「子育て教室」の実施	手遊び、エプロンシアター、リズム遊び、工作、紙芝居、人形劇、折り紙などの事業を実施し、保護者・子供同士の交流を図り、子育ての一助とします。<施策(5)再掲>	こども課
21	各児童館のこども運営委員活動の実施	こども運営委員が児童館で行うボランティア活動の支援を行います。	こども課

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
22	各児童館とデイサービス利用者との交流	デイサービス利用者との交流を図ります。	こども課
23	各児童館のすぐすぐ相談の実施	支援担当保育士による育児相談を行います。	こども課
24	教育相談事業	幼児及び児童生徒の心身の健全な育成を図るために、教育上の問題や悩みを持つ幼児、児童生徒及び保護者等を対象に教育相談を実施し、問題解決への援助を行います。	教育センター
25	スクールカウンセラー活用事業	児童生徒の臨床心理に関し、高度な専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーを中学校に配置し、問題行動等の解決を図ります。	教育センター
26	心の教室相談員活用事業	心の教室相談員を小中学校に配置することによって、悩み等を持つ児童生徒が気軽に相談できる体制を整備します。	教育センター
27	教育相談研修事業	学校教育相談に関する基礎的な知識・技能・態度を習得した教職員を対象として、広く学校教育相談活動に積極的に取り組む教員の育成を目指します。	教育センター
28	子どもの国企画事業実行委員会支援事業	子どもフェスティバル、レクリンピック、愉快なクリスマスコンサート、新春正月遊び大会等、子供の情操を健全に育むようなイベントを実施します。	こども課
29	子どもの国の各種体験教室	環境エコ教室、七夕飾り、手づくりおもちゃ、夏休みクラフト、昔遊び、キーホルダー作り、佐野かるた、民話、折り紙、雛祭り、中・高校生ボランティア、絵本読み聞かせ、スタートウォッティングなどを実施します。	こども課
30	子どもの国の児童厚生員事業	わんぱくタイム、ぴよぴよタイム、みんなで遊ぼう、レクキッズ広場など、子どもの国児童厚生員が遊びの支援を行います。	こども課
31	子どもの国の支援団体事業	市内社会教育団体支援による遊び教室を開催します。	こども課
32	ファミリー・サポート・センターの充実	育児の援助を行う者と育児の援助を受けたい者を会員とする育児に関する相互援助活動を推進します。	こども課

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
33	ファミリー・サポート・センター交流会の実施	ファミリー・サポート・センターの利用促進を図るため、会員及び会員になりたい方の交流会を行います。	こども課
34	子育て情報誌の発行	子育てに関する制度等の周知を図るため、子育て情報誌を発行し、活用促進を図ります。 ＜施策(5)再掲＞	こども課
35	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭等に対する自立支援を推進し、養育者と子どもに対し医療費の一部を助成（所得制限有）します。	こども課
36	児童扶養手当支給事業	父母の離婚、死亡等によって、父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の障がいの状態にある児童が心身共に健やかに育成することを目的に支給（所得制限有）します。	こども課
37	遺児手当支給事業	両親が死亡または父母のどちらかが死亡した児童を養育する人に対して支給します。	こども課
38	放課後等デイサービス事業	学校の授業の終了後または休業日に、個別療育・集団療育を必要とする児童に対して日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。	障がい福祉課
39	日中一時支援事業	日中、障がい福祉サービス事業所などにおいて障がいのある人に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練などを行います。	障がい福祉課

施 策 (28) 介護支援対策の推進

高齢化の進行により介護問題は家族で解決することが難しくなり社会的解決を図るために介護保険制度が導入され、主に女性が担っていた在宅介護の負担は軽減されてきました。

介護が必要になっても安心して生活できるよう、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定して、介護サービス等の充実を図ります。また、介護者の負担軽減も図ります。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	介護サービス供給基盤の整備	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画により施設整備を順次推進します。	介護保険課
2	介護サービスの適正な給付	ホームヘルプやデイサービスなど介護サービスの適正な給付に努めます。	介護保険課
3	地域密着サービス事業所の指定等	市内地域密着サービス事業所の指定及び指導監督を行います。	介護保険課
4	福祉用具の購入費、住宅改修費の支給	福祉用具の購入や手すり取付等の住宅改修により、介護が必要になった高齢者でも、在宅で暮らせるようにするために、介護給付を行います。	介護保険課
5	介護保険にかかる苦情等の処理	利用者や市内介護事業所等からの苦情・相談・事故報告を受理し、調査報告指導等の処理を行います。	介護保険課
6	介護保険制度の普及啓発	出前講座への積極的参加、パンフレットの作成、広報紙への掲載等、介護サービスを必要とする人へ情報提供を行います。	介護保険課
7	地域包括支援センターの運営	高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持できるよう総合的な支援を行います。 ＜施策(9)再掲＞	いきいき高齢課
8	介護研修の開催	寝たきりや認知症高齢者を介護している家族の元気回復を図るとともに、よりよい介護方法等についての研修会を実施し、介護者の福祉の増進を図ります。 ＜施策(31)再掲＞	いきいき高齢課
9	在宅介護者介護手当支給事業	寝たきりや認知症のため、介護が必要な高齢者の方を在宅で6か月以上介護している方の労をねぎらうため、介護手当を支給します。	いきいき高齢課

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
10	寝たきり高齢者等紙おむつ券給付事業	紙おむつ購入時に利用できる助成券を給付します。	いきいき高齢課
11	徘徊高齢者位置探索機器貸与事業	認知症高齢者が徘徊した場合に、早期に発見できるようG P S位置確認システムの端末機を貸与します。	いきいき高齢課

施 策 (29) 家庭生活と職業生活、地域活動との両立に関する意識啓発の推進

男女が共に協力して家事・子育て・介護等にあたり、家庭生活と職業生活、地域活動の両立ができるよう広報活動や様々な情報提供を行います。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	小学生標語・作文の募集	男女共同参画の理解を深めるため、小学生の標語・作文を募集し、啓発を図ります。 ＜施策(1)再掲＞	人権・男女共同参画課
2	リーフレット等による啓発・情報の提供	男女のパートナーシップについて、リーフレット等による啓発・情報の提供を行います。 ＜施策(1)(2)(4)(23)(31)再掲＞	人権・男女共同参画課
3	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進のための啓発	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進のための啓発・情報の提供を行います。 ＜施策(31)再掲＞	商工課 人権・男女共同参画課
4	両親学級(ママパパ学級)の開催	助産師、保健師、栄養士等による男女で行う子育ての啓発を行います。 ＜施策(5)(23)(27)再掲＞	健康増進課

施 策 (30) 仕事と家庭・地域活動を両立しやすい職場環境づくり

男女が共に仕事と家庭・地域活動とのバランスを取り、充実した生活が送れるよう、各種制度や多様な就労形態の普及を行います。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	育児・介護休業法等の周知	男女が共に子育てや介護を担い、仕事との両立が可能となるよう、育児・介護休業法等の情報の提供を行います。 ＜施策(21)再掲＞	商工課
2	労働時間短縮の意識啓発	ワークシェアリング等による労働時間の短縮に向けて事業主等に対する啓発・情報の提供を行います。 ＜施策(21)再掲＞	商工課 人権・男女共同参画課
3	多様な就労形態の普及	短時間正社員やフレックスタイム制などの仕事と家庭生活が両立しやすい多様な就労形態の普及を促進するため、関係機関と連携を図りながら、企業に対する情報の提供を行います。 ＜施策(21)再掲＞	商工課
4	均等・両立推進企業の普及・啓発	均等・両立推進企業を普及させるための情報の提供を行います。 ＜施策(21)再掲＞	商工課 人権・男女共同参画課
5	「一般事業主行動計画」の策定・実施の促進	関係機関と連携し、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定を促進します。	商工課 人権・男女共同参画課



施 策 (31) 男性にとっての男女共同参画の推進

男性が仕事だけではなく、家庭にも地域生活にも参画し、いきいきと活躍できる社会を目指し、啓発を行います。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	リーフレット等による啓発・情報の提供	男女が共に協力して家事・子育て・介護等に当たるよう、リーフレット等による啓発・情報の提供を行います。 ＜施策(1)(2)(4)(23)(29)再掲＞	人権・男女共同参画課
2	県主催男女共同参画セミナーへ派遣	男女共同参画について理解を深めるため、とちぎ男女共同参画センターが主催するセミナーに市民を派遣します。 ＜施策(4)(18)再掲＞	人権・男女共同参画課
3	一日保育士体験事業	各保育園において保護者(父・母)が各クラスに入り、「保育士」を体験します。 ＜施策(5)(23)再掲＞	保育課
4	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進のための啓発	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進のための啓発・情報の提供を行います。 ＜施策(29)再掲＞	商工課 人権・男女共同参画課
5	介護研修の開催	介護の質の向上のための研修会を開催します。また、男女が共に協力して介護に当たるよう啓発を行います。 ＜施策(28)再掲＞	いきいき高齢課

施 策 (32) 生涯を通じた生活環境の整備

ひとり親家庭、高齢者、障がいのある人が自立した生活を送り、社会の様々な活動に参画できるよう、各種の支援サービスや相談支援等の充実に努めます。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	老人福祉センターの運営	高齢者の健康増進、教養向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とした老人福祉センターの利用を促進します。	いきいき高齢課
2	高齢者はつらつセンター事業	家に閉じこもりがちな高齢者に対し、通所の場を設けて各種のサービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び介護予防を図るため、はつらつセンターの利用を促進します。	いきいき高齢課
3	高齢者ふれあいサロン事業	高齢者の孤立感や不安感の解消を図るため、誰もが気軽に立ち寄れる「お茶のみ広場」的な場所を確保し、その利用を促進します。	いきいき高齢課
4	リフレッシュシルバーエイジ演芸大会の開催	高齢者が健康で、かつ生きがいを持って社会活動ができるように、演芸大会を実施します。	いきいき高齢課
5	高齢者軽度生活援助事業	要支援以上の要介護認定を受けた高齢者世帯に対し、庭の除草などの軽度な日常生活の援助を行うことにより、ひとり暮らし及び高齢者世帯の自立を促します。	いきいき高齢課
6	高齢者配食サービス事業	高齢者食の自立支援(配食サービス)を実施し、栄養のバランスのとれた食事を配達するとともに、安否の確認を行います。	いきいき高齢課
7	高齢者寝具洗濯事業	寝たきり、ひとり暮らし及び高齢者世帯の方の生活の質の確保並びに自立生活の助長を図るため、寝具類の洗濯・消毒・乾燥を行います。	いきいき高齢課
8	高齢者福祉電話貸与事業	ひとり暮らしの高齢者で電話を設置することが困難な低所得者の方に、電話を貸与し、老人福祉の増進を図ります。	いきいき高齢課
9	高齢者緊急通報装置貸与事業	ひとり暮らし等高齢者に緊急通報装置を貸与し、急病や災害等、緊急時に適切に対応することで、在宅生活の安心、安全の確保を図ります。	いきいき高齢課
10	高齢者火災警報機給付事業	心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要な高齢者に火災警報機を給付し、福祉の増進を図ります。	いきいき高齢課

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
11	成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障がい者又は精神障がい者など、成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、申し立てを行える親族がいない場合は、市長申し立てを行います。また、助成を受けなければ成年後見人制度の利用が困難な方には、成年後見人等の報酬の助成を行います。	いきいき高齢課 障がい福祉課
12	高齢者乳酸飲料愛のひと声事業	乳酸飲料を支給することにより、安否の確認と健康増進を図ります。	いきいき高齢課
13	高齢者ホームヘルプ事業	身寄りのない高齢者が入院し、買い物、洗濯、事務の手続き等を行うことができない場合、ヘルプサービスを提供します。	いきいき高齢課
14	高齢者ショートステイ事業	介護保険の対象とならない日常生活に不安のある高齢の方の家族が、疾病、出産、冠婚葬祭等の場合に、一時的に特別養護老人ホームに入所し、日常生活の指導、支援を行います。	いきいき高齢課
15	障がい者福祉計画の推進	障がいのある人が自立した生活を送り、社会の様々な活動に参画できるよう、福祉サービスの充実に努めます。	障がい福祉課
16	高齢者ふれあい事業の実施	高齢者(70歳以上の独居、高齢世帯)を対象にレクリエーション、手作り料理等による交流会を開催します。	隣保館
17	ひとり親家庭・寡婦の相談事業	ひとり親家庭・寡婦の相談事業を実施します。	家庭児童相談室
18	母子寡婦福祉資金の貸付支援	母子寡婦福祉資金の貸付制度(県業務)利用のための相談支援を行います。	家庭児童相談室
19	母子家庭の雇用促進	関係機関と連携して母子家庭の雇用促進を図ります。 <施策(19)再掲>	家庭児童相談室
20	母子家庭自立支援教育訓練給付金の交付	母子家庭の母が教育訓練を受講するための費用の一部を支援し、自立の促進を図ります。 <施策(19)再掲>	家庭児童相談室
21	集会所ほほえみサービス事業	集会所周辺の高齢者を対象に、健康相談、レクリエーション、保育園児との交流、手作り料理のサービス等を実施します。	生涯学習課

施策の方向11 男女の生涯にわたる健康づくりの推進

基 本 方 針

男女が、生涯にわたり健康でいきいきと自らの個性や能力を發揮するためには、健康づくりの意識の向上を図るとともに、各種健康診査等で疾病の早期発見や生活習慣病予防に努めるなど、女性も男性も互いの身体的特徴を十分に理解し、人権を尊重しつつ、相手に対して思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会に向けて前提となるものです。

そのためには、心身の健康について正確な知識と情報を入手し、生涯を通じて健康に暮らすことができるよう、健康の保持増進に取り組んでいく必要があります。特に女性は、妊娠や出産など、各年代において男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。安全な性生活を営み、子供をいつ何人産むか、または産まないかななどを、女性自らが選択し自己決定できるように、社会全体が、性と生殖に関する健康／権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)について十分に理解した上で、互いの気持ちを尊重し、認識を深めることが重要です。また、次世代へ生命を引き継ぐための重要な役割を担う女性のこの権利を、男女が共に尊重することは対等な人間関係の基本となります。

男女が互いの性と健康を尊重できるような教育・啓発は緊急の課題であり、関係機関と連携して啓発を進める必要があります。



施 策 (33)**性差を踏まえた総合的な健康づくり**

男女それぞれの健康課題について正しい知識を普及し、男女が生涯にわたり健康に暮らせるよう、飲酒、喫煙、薬物乱用などが心身に及ぼす影響や、性感染症予防などの正確な情報提供を行うとともに、個別の健康相談業務などを通してきめ細やかな健康づくりを支援します。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	各種がん検診の実施	胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん(頸部・体部)、前立腺がん等検診を実施し疾病の早期発見に努めます。	健康増進課
2	歯周疾患検診の実施	歯周疾患検診を実施し、口腔衛生の向上に努めます。	健康増進課
3	健康手帳交付	各種検診等の結果等を記録し自己管理に役立ててもらいます。	健康増進課
4	健康まつりの実施	健康に関する正しい知識や情報の提供、健康相談等を実施します。	健康増進課
5	健康教室	生活習慣病予防や健康づくりのための栄養・運動などに関する教室や講座などを開催します。また、各種団体などの依頼に応じて教室の開催を実施します。	健康増進課
6	ことばのリハビリ	後遺症等による言語に障害を持つ方へリハビリを実施します。	健康増進課
7	健康相談・栄養指導	栄養士、保健師等による相談を実施します。	健康増進課
8	特定健康診査・特定保健指導の実施	内臓脂肪肥満に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び指導対象者に対して保健指導を行います。	健康増進課
9	子宮頸がん予防ワクチン接種事業	子宮頸がん予防ワクチンの接種費用を助成し、子宮頸がんの予防に努めます	健康増進課
10	思春期保健事業	男女がお互いの性を理解するとともに性に関するお互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活が送れるよう、意識啓発、情報の提供を行います。	健康増進課
11	不妊治療への助成金の交付	市内に住む夫婦に対し、不妊治療の助成金を交付します。	健康増進課
12	ウォーキング講習会の実施	健康増進及び地域住民の相互交流を図るための講習会を実施します。	隣保館

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
13	女性外来の実施	男女の性差に対応した医療を提供するため、市民病院において、女性外来を実施します。	市民病院管理課
14	薬物乱用防止教室の実施	薬物の害や依存症について講師を招いて学習を行います。	学校教育課

施 策 (34)**性の尊重についての意識啓発**

男女がお互いの性を理解するとともに、性に関するお互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活が送れるよう、意識啓発を推進します。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	道徳や学級活動、「心のノート」を活用した家庭との連携	道徳や学級活動の時間に、自分の成長を振り返り家族への感謝の気持ちを書いたり、保護者から誕生のときの手紙を渡したり、「心のノート」を使って家庭で命について話す機会を設けるなど、家庭との連携の在り方を工夫します。	学校教育課
2	専門医による性教育推進事業	男女の身体の生物学的な違いを理解し、お互いに認め合い、尊重し合い、性に関して自らが考え方判断する能力を養えるような教育を推進するため、医師会の協力を得て、専門医による性教育を実施します。 ＜施策(3)再掲＞	学校教育課
3	教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間における性に関する指導	教科、道徳、学級活動などの時間に性に関する指導、男女の人間関係、家族や社会の一員として個々の存在の大切さ等についての学習を行います。 ＜施策(3)再掲＞	学校教育課
4	教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、全教育活動を通じた生命尊重教育の推進	教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、その他全教育活動を通じて、自尊感情や他者理解、生命尊重の心を育みます。 ＜施策(3)再掲＞	学校教育課
5	性に関する相談の実施	健康相談の中で、思春期の性などに関する相談を隨時受け付けます。養護教諭等が、思春期の性などに関する相談を隨時受け付けます。	健康増進課 学校教育課

施 策 (35)**母性保護と母子保健の充実**

女性は男性と異なるライフサイクルがあり、女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごすことができるよう、きめ細やかな母子保健サービスを提供します。また、妊娠中・出産後も安心して働けるよう、働く女性の母性保護と健康管理についても啓発と施策の充実を図ります。

番号	具体的な施策	施 策 の 内 容	担 当 課
1	リーフレット等による啓発、情報提供	女性が妊娠・出産しても安心して働けるよう、関係機関と連携しながら情報の提供を行います。 パンフレット等により、啓発・情報提供を行います。 <施策(21)再掲>	商工課
2	乳児全戸訪問	助産師、保健師等による乳児全戸訪問を実施します。	健康増進課
3	母子健康手帳・父子手帳の交付	母子健康手帳交付時に育児支援の資料等を配布し、同時に妊産婦の健康相談を実施します。	健康増進課
4	母子健康手帳交付時における制度説明	働く女性に対し、母子健康手帳交付時に「母子健康管理指導事項連絡カード」等の制度の説明を行います。 <施策(21)再掲>	健康増進課
5	妊産婦医療費助成事業	母子健康手帳の交付を受けた妊産婦の医療費を一部助成します。	こども課

第6章 計画の推進

男女共同参画社会の形成を図るために、男女を取り巻く社会的背景を踏まえた上で、あらゆる分野での取組を展開することが重要であり、第5章において述べた取組について、総合的かつ計画的に施策の推進を図ることが必要です。

また、市が直接行う施策だけではなく、関係機関、企業、市民等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取組を展開することが期待されます。

男女共同参画に関する施策を着実に推進するために、その基盤となる推進体制のより一層の充実が求められています。

第1節 計画の推進体制の充実

男女共同参画を進める上で行政の果たす役割は大きく、その取組内容は幅広い分野にわたることから、全ての職員が男女共同参画社会について理解し、形成を目指すという共通認識を持つことが重要です。そのため、男女共同参画推進本部を中心に、本計画の着実な推進を図ります。

さらに、市の施策に関する意見・苦情の申出制度の周知を図り、市民からのチェック体制の充実を図ります。

第2節 関係機関との連携体制の充実

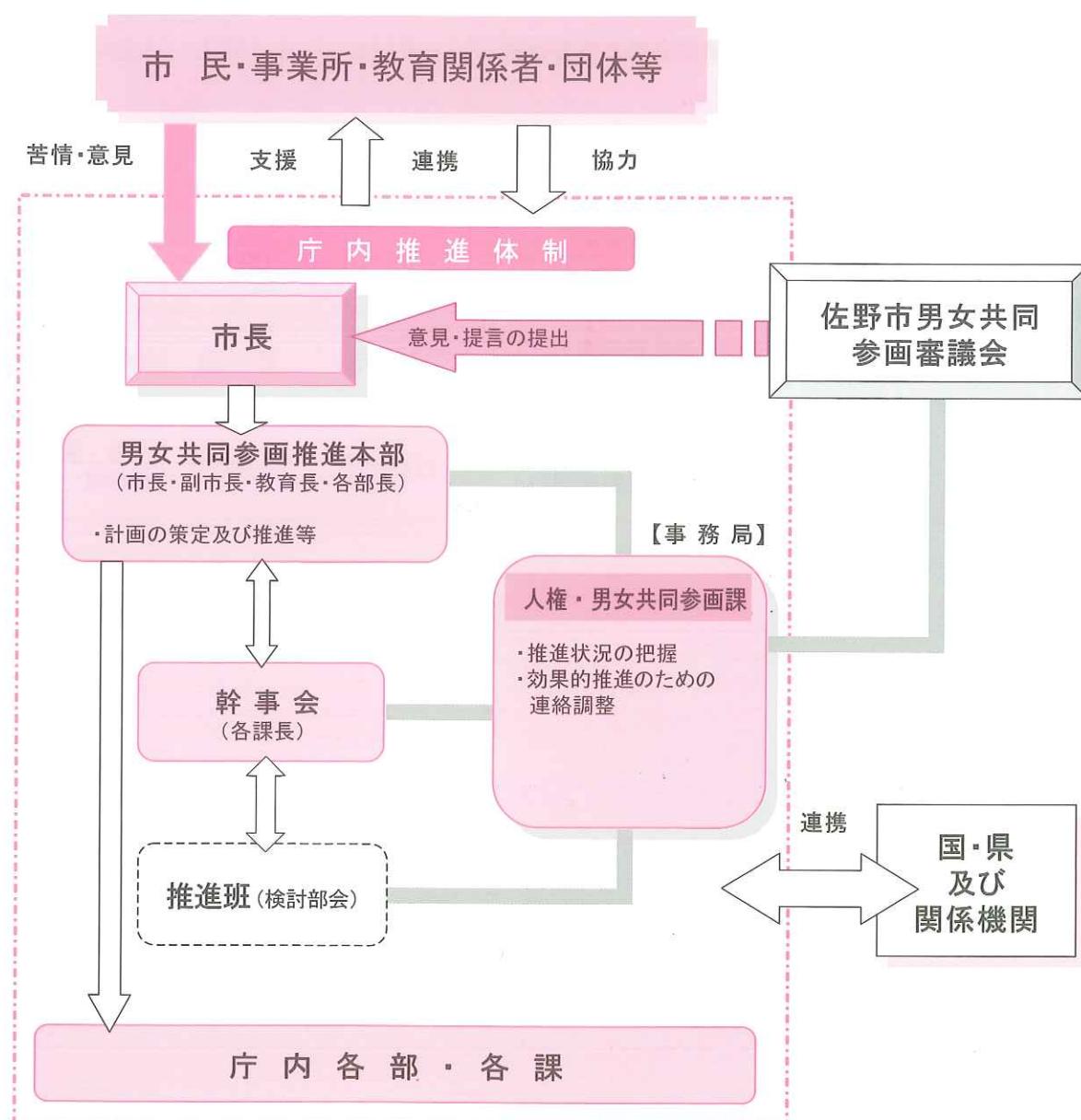
本計画の推進にあたり、県を始めとする関係機関との連携を図ります。また、男女共同参画に関する活動を行う団体と連携し、市民と協働で男女共同参画を推進します。

第3節 計画の評価

市長は、本計画を実効性のあるものにするために、施策の進捗状況について数値目標を定め、毎年調査・点検し、実施状況等を報告書として取りまとめ、これを公表します。

また、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査・審議するため設置され、市民各界各層で構成する佐野市男女共同参画審議会は、数値目標や計画の進捗状況の調査・点検を行い、必要により市長に意見を述べるなど進行管理体制の強化を図ります。

■計画の推進体制



第4節 数値目標（計画期間中に事務事業が継続された場合の目標値です。）

（1）人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

施策の方向	指標	数値目標		担当課
		現状値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)	
1. 社会制度や慣行の見直し・意識改革	男女の地位が平等となっていると考えている市民の割合	22.8%	25.5%	人権・男女共同参画課
2. 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	人権尊重を基盤とした男女平等教育の実施	全校全学年実施	継続して全校全学年実施	学校教育課
	家庭教育推進講座受講者数	1,034人	1,150人	生涯学習課
	男女共同参画講演会、研修会等参加人数	364人	385人	人権・男女共同参画課
3. 男女の人権の尊重	人権講演会（ハートフルフェスタ）の参加者数	716人	780人	人権・男女共同参画課
	ビデオ、雑誌自販機の立ち入り調査実施回数	月1回	月1回	少年指導センター
4. 配偶者や恋人からの暴力対策の推進（DV対策基本計画）	男女共同参画相談（DVを含む）窓口延べ開設時間数	114時間	120時間	人権・男女共同参画課

(2) あらゆる分野への男女共同参画の推進

施策の方向	指標	数値目標		担当課
		現状値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)	
5. 国際的な視野に立った男女共同参画の推進	国際交流協会主催の各種行事の延べ参加者数	3,028人	3,400人	政策調整課
6. 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	市の行政分野における指導的地位に占める女性の割合*1	17.1%	19.5%	人権・男女共同参画課
	女性の認定農業者数	8人	10人	農政課
7. 女性のエンパワーメントの促進	女性リーダー育成のための研修会等参加者数	11人	35人	人権・男女共同参画課 生涯学習課
	女性の再就職相談会の相談件数	26件	34件	人権・男女共同参画課
8. 働く場における男女共同参画の推進	公正採用選考人権啓発推進員設置企業数	69社	80社	商工課
	家族経営協定締結戸数	66戸	100戸	農政課
9. 家庭生活・地域活動における男女共同参画の推進	男女の役割は固定せず、男女どちらかが仕事をしても家庭においても良いと考えている市民の割合	35.4%	40.0%	人権・男女共同参画課
	消費者生活講座（楽しい暮らしの講座）参加人数	218人	250人	交通生活課
	市民活動に参加している、もしくは参加したことがある市民の割合	65.1%	70.0%	市民活動促進課
	防災講習会開催回数	14回	20回	危機管理課

* 1 市の行政分野における指導的地位に占める女性の割合の内訳

- ①審議会等委員②市役所部課長(一般事務職)③小中学校長④小中学校教頭⑤自治会長⑥市長・副市長
⑦市議会議員

(3) 男女共同参画を推進する環境づくり

施策の方向	指標	数値目標		担当課
		現状値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)	
10. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	ファミリー・サポート・センター会員数	831人	1,010人	こども課
	0歳児・1歳児の入所児童数	369人	400人	保育課
	延長保育をしている保育園の数	9か所	12か所	保育課
	病児・病後児保育を実施している保育園の数(体調不良時対応型)	2か所	4か所	保育課
	子育て支援センター事業を実施している施設数	5施設	7施設	保育課
	放課後児童クラブ(こどもクラブ)箇所数	25箇所	36箇所	こども課
	市指定の介護保険事業者数	39事業者	47事業者	介護保険課
11. 男女の生涯にわたる健康づくりの推進	介護研修参加人数	82人	100人	いきいき高齢課
	特定健康診査(国民健康保険被保険者40歳以上)受診率	19.1%	60.0%以上	健康増進課
	発達段階に応じた性教育の実施	全校全学年実施	継続して全校全学年実施	学校教育課


資料編

1. 佐野市男女共同参画プラン策定の経過

日付	内容
平成24年 9月 3日	第1回佐野市男女共同参画審議会 ・男女共同参画に関する市民意識調査について
平成24年11月 9日～ 11月30日	男女共同参画に関する市民アンケート調査実施 ・調査対象 市内に居住する20歳以上の男女 ・標本数 2,500人(男女各1,250人) ・抽出方法 住民基本台帳より、男女別年齢階層による無作為抽出 ・調査方法 郵送による発送・回収 ・回収結果 有効回答数 932件(回収率37.3%)
平成25年 3月26日	男女共同参画に関する市民アンケート調査報告書完成
平成25年 7月17日	第1回佐野市男女共同参画推進本部幹事会 ・佐野市男女共同参画プランの改定について
平成25年 8月 2日	第1回佐野市男女共同参画推進本部会議 ・佐野市男女共同参画プランの改定について
平成25年 8月 7日	第1回佐野市男女共同参画審議会 ・男女共同参画に関する市民意識調査結果について ・佐野市男女共同参画プラン(素案)について(諮問) ・男女共同参画プランの改定について
平成25年10月 1日	第2回佐野市男女共同参画審議会 ・佐野市男女共同参画プラン(第二期)(素案)について 以降、2回の継続審議を行う(10月8日、10月16日)
平成25年10月22日	第2回佐野市男女共同参画推進本部幹事会 ・佐野市男女共同参画プラン(第二期)(素案)について
平成25年10月25日	第2回佐野市男女共同参画推進本部会議 ・佐野市男女共同参画プラン(第二期)(素案)について
平成25年11月 1日	佐野市男女共同参画プラン(第二期)(素案)について(答申)
平成25年12月10日～ 平成26年 1日10日	パブリック・コメント実施

2. 佐野市男女共同参画推進条例

平成18年 6月19日条例第34号
最終改正 平成25年12月24日条例第31号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第8条—第17条）

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限（第18条—第20条）

第4章 佐野市男女共同参画審議会（第21条）

第5章 雜則（第22条）

附則

日本国憲法には、基本的人権の尊重を基本原則に、個人の尊重、法の下の平等がうたわれている。

また、国際婦人年、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准、男女共同参画社会基本法の制定、栃木県男女共同参画推進条例の制定など男女平等に向けた様々な取組が進められてきた。本市においても、これらの取組と連動しつつ男女共同参画社会の実現に向け様々な取組が進められ、着実に成果はあがってきている。

しかし、社会的及び文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識や慣行が依然として残っており、更に、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの人権侵害が発生している。また、少子高齢化、家族形態や地域社会の変化、高度情報化、経済活動の成熟化及び国際化など社会経済情勢は、急激に変化している。

このような状況に対応していくためには、一人一人の人権が尊重され、性別にかかわりなく誰もがその個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現が本市においても重要である。

私たち市民は、誰もがいきいきと暮らせ、豊かで活力のある佐野市をつくるため、男女共同参画の推進に取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市民、事業者、教育関係者及び市の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。

(5) 市民 次に掲げる者のいずれかに該当する者をいう。

ア 市の区域内に居住する者

イ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

ウ 市の区域内に存する学校に在学する者

エ 市の区域内に滞在する者

(6) 事業者 営利又は非営利にかかわらず、市の区域内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(7) 教育関係者 市の区域内において学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

- 第3条** 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として、推進されなければならない。
- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。
 - (2) 社会における制度又は慣習についての配慮 性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣習をなくすよう努めるとともに、これらにとらわれることなく多様な生き方を選択することができるよう配慮されること。
 - (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が社会の対等な構成員として、政策及び方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されるよう配慮されること。
 - (4) 家庭生活における活動と他の活動との両立 家族を構成する男女が相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野における活動とが両立できるよう配慮されること。
 - (5) 教育の場における配慮 学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の場において、男女平等の理念に基づいた教育が行われるよう配慮されること。
 - (6) 男女間の暴力的行為（身体的又は精神的苦痛を与える行為をいう。以下同じ。）の根絶 男女が互いに人権を尊重し、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の男女間のあらゆる暴力的行為の根絶が図られるよう努めること。
 - (7) 性と生殖に関する健康と権利の尊重 妊娠、出産その他の性と生殖に関し男女が互いの性を理解するとともに、性に関する互いの意思を尊重し、もって生涯にわたり健康な生活を営む権利が尊重されること。
 - (8) 性同一性障がい者等に対する配慮 性同一性障がいを有する者又は先天的に身体上の性別が不明瞭である者に配慮されること。
 - (9) 國際的協調 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意されること。

(市の責務)

- 第4条** 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市民、事業者、教育関係者、国、他の地方公共団体等と協働し、及び連携しつつ、率先して取り組むものとする。
 - 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(市民の責務)

- 第5条** 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条** 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 3 事業者は、事業活動における男女共同参画の取組状況に関し市長から報告を求められたときは、協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

- 第7条** 教育関係者は、教育を行うに当たっては、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

- 2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 3 教育関係者は、教育における男女共同参画の取組状況に関し市長から報告を求められたときは、協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定等)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映させることができるように、適切な措置を講ずるとともに、佐野市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。
(教育の分野における措置)

第9条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において、男女平等意識の醸成、個性及び能力の育成等の男女共同参画の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(農林業及び家族経営的な商工業等の分野における措置)

第10条 市は、農林業及び家族経営的な商工業等の分野において、男女が、個人として能力を十分に発揮し、正当に評価され、及び対等な構成員として経営活動及び地域における活動に参画する機会が確保されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第11条 市は、市民、事業者及び教育関係者が男女共同参画に関する理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行うことができるよう啓発活動、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(活動への支援)

第12条 市は、市民、事業者及び教育関係者が行う男女共同参画の推進に関する自主的な活動を支援するため、情報の提供、助言、人材の育成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第13条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、若しくは変更し、又は実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(積極的改善措置)

第14条 市は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じているときは、市民、事業者、教育関係者等と協力し、積極的改善措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、附属機関及びこれに準ずる機関における委員の委嘱又は任命に当たっては、積極的改善措置を講ずることによりできるかぎり男女の均衡を図るよう努めるものとする。

3 市は、市の女性職員の職域の拡大、能力開発及び職場環境の整備に努めるとともに、市の職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、本人の意欲及び能力に応じて、均等な機会を確保するよう努めるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関し必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(実施状況等の公表)

第16条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等の報告書を作成し、これを公表するものとする。

(市の施策に関する意見又は苦情の申出)

第17条 市民、事業者及び教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する意見又は苦情を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、適切に対応するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、毎年、審議会に意見又は苦情の内容及びその対応状況を報告するものとする。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第18条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の男女間の暴力的行為をしてはならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、何人も、性別により権利を侵害する行為をしてはならない。
(公衆に表示する情報への配慮)

第19条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくはセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の男女間の暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要的性的表現を行わないよう努めなければならない。

(男女共同参画を阻害する行為に関する相談の申出)

第20条 市民は、性別による差別的取扱い又は男女共同参画を阻害する行為に関する相談を市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切に対応するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、審議会の意見を聞くことができる。
- 3 市長は、毎年、審議会に相談の内容及びその対応状況を報告するものとする。

第4章 佐野市男女共同参画審議会

第21条 男女共同参画の推進を図るため、市長の附属機関として、審議会を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第8条第2項、第17条第2項又は第20条第2項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じて、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げる事項を調査審議し、必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べること。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画に関し識見を有する者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 市議会議員
- (4) 公募に応じた者

5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満にならないよう努めるものとする。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雜則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月16日条例第15号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月24日条例第31号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

3. 佐野市男女共同参画審議会規則

平成18年6月19日規則第51号
改正 平成25年3月29日規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐野市男女共同参画推進条例（平成18年佐野市条例第34号。以下「条例」という。）第21条第8項の規定に基づき、佐野市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

2 審議会は、男女共同参画に関する資料を所持する者に対し、調査審議に必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開とする。ただし、会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができます。

(1) 会議の内容が佐野市情報公開条例（平成17年佐野市条例第8号）第6条第1号又は第2号に係るものであるとき。

(2) 会議を公開することにより当該会議の公正かつ適正な議事運営に著しい障害が生ずることが明らかに予想されるとき。

(公印)

第6条 審議会の公印（以下「公印」という。）の公印名、ひな形番号、書体、寸法、個数及び使用範囲は、別表第1のとおりとする。

2 公印のひな形は、別表第2のとおりとする。

3 公印の保管及び取扱いは、人権・男女共同参画課長が行う。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民生活部人権・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成25年3月29日規則第23号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

4. 佐野市男女共同参画審議会名簿

《任期：平成24年8月1日～平成26年7月31日》

No.	氏 名	所 属	備 考
1	秋山 真奈美	佐野短期大学 総合キャリア教育学科准教授	
2	飯塚 正治	佐野市民生委員児童委員協議会 理事	
3	稻毛 明子	佐野市男女共同参画ネットワークさの 会長	副会長
4	大木 美智子	公募委員	
5	岡村 恵子	佐野市議会議員	
6	上岡 昭子	佐野市男女共同参画ネットワークさの 事業部長	
7	川久保 紀久子	佐野市男女共同参画ネットワークさの 副会長	
8	小林 貴代	佐野市社会教育委員	
9	篠崎 賢治	佐野市立小中学校長会 赤見小学校長	
10	島田 好正	作新学院大学 講師	会長
11	西澤 利政	佐野市町会長連合会 理事 下彦間下町会長	
12	納富 慎太郎	佐野青年会議所 副理事長	
13	峰崎 英子	公募委員	
14	矢島 堅司	佐野商工会議所 副会頭	
15	横田 誠	佐野市議会議員	

(氏名 50 音順、敬称略、所属等は平成25年8月1日現在)

5. 男女共同参画推進本部設置要綱

平成17年2月28日訓令第15号
最終改正 平成25年6月27日訓令第12号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画に関する総合的施策の推進に資するため、佐野市男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次の事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画プランの策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に伴う調査研究及び関係部相互の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部委員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部委員は、別表第1に掲げる職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を総括し、必要に応じ本部の会議を招集し、その議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長のうちから本部長があらかじめ指名する副本部長が、その職務を代理する。

(幹事会)

第5条 本部に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、次の事務を処理する。
 - (1) 本部会議に提出する原案の作成
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画推進に関し必要な事務
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、市民生活部長をもって充てる。
- 5 副幹事長は、人権・男女共同参画課長をもって充てる。
- 6 幹事は、別表第2に掲げる職員をもって充てる。

(幹事長及び副幹事長の職務)

第6条 幹事長は、幹事会を総括し、必要に応じ幹事会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(男女共同参画推進班)

第7条 幹事会に付議すべき事項について、連絡、調整等を行うため、男女共同参画推進班（以下「推進班」という。）を置く。

- 2 推進班は、人権・男女共同参画課長及び副幹事長又は幹事の属する課等の職員のうちから市長が任命する者（以下「推進班員」という。）をもって組織する。
- 3 人権・男女共同参画課長は、推進班の事務を総括し、必要に応じ推進班の会議を招集し、その議長となる。

(部会)

第8条 人権・男女共同参画課長は、男女共同参画プランの推進等に関し必要があると認めるときは、推進班に部会を置くことができる。

- 2 部会は、推進班員のうちから、人権・男女共同参画課長が指名する者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

(部会長)

第9条 部会に部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、部会の事務を総括し、必要に応じ部会の会議を招集し、その議長となる。

(構成員以外の者の出席)

第10条 本部、幹事会、推進班又は部会は、それぞれ必要があると認めるときは、それぞれの会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。



(庶務)

第11条 本部、幹事会、推進班及び部会の庶務は、市民生活部人権・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、本部、幹事会、推進班及び部会の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成17年2月28日から施行する。

附 則（平成18年4月18日訓令第19号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第18号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月30日訓令第18号）

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日訓令第7号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第1号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第7号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月27日訓令第12号）

この訓令は、公布の日から施行する。

6. 佐野市男女共同参画推進本部構成員名簿

No.	本部役職	役 職	氏 名
1	本部長	市長	岡 部 正 英
2	副本部長	副市長	野 城 良 弘
3	副本部長	副市長	落 合 正 義
4	副本部長	教育長	岩 上 日出男
5	本部委員	総合政策部長	飯 塚 久
6	本部委員	行政経営部長	五十畠 正 夫
7	本部委員	市民生活部長	坂 井 正 巳
8	本部委員	こども福祉部長	安 部 武 雄
9	本部委員	健康医療部長	落 合 功 夫
10	本部委員	産業文化部長	慶 野 昇
11	本部委員	都市建設部長	飯 塚 弘
12	本部委員	会計管理者	齋 川 一 彦
13	本部委員	教育総務部長	須 永 清
14	本部委員	生涯学習部長	菅 原 克 己
15	本部委員	水道局長	成 瀬 重 雄

(敬称略、所属等は平成25年4月1日現在)

7. 佐野市男女共同参画推進本部幹事会構成員名簿

No.	役 職	補 職 名 等	氏 名
1	幹事長	市民生活部長	坂 井 正 巳
2	副幹事長	人権・男女共同参画課長	小 菅 誠
3	幹事	政策調整課長	高 山 剛
4	幹事	行政経営課長	船渡川 明 彦
5	幹事	危機管理課長	高 松 敏 行
6	幹事	人事課長	藤 井 謙 一
7	幹事	環境政策課長	齋 藤 和 夫
8	幹事	市民活動促進課長	小曾根 治 夫
9	幹事	交通生活課長	大 越 裕 之
10	幹事	佐野総合窓口課長	小 林 一 寿
11	幹事	社会福祉課長	徳 原 文 男
12	幹事	障がい福祉課長	青 村 裕 子
13	幹事	こども課長	小 野 芳 子
14	幹事	家庭児童相談室長	尾 花 淳 美
15	幹事	保育課長	広瀬 保 雄
16	幹事	いきいき高齢課長	高 橋 主 也
17	幹事	介護保険課長	飯 塚 一
18	幹事	健康増進課長	菊 地 昌 之
19	幹事	商工課長	落 合 幸 男
20	幹事	農政課長	藤 掛 広 行
21	幹事	建築住宅課長	金 子 悅 雄
22	幹事	学校教育課長	津布久 貞 夫
23	幹事	生涯学習課長	飯 塚 昭 宏
24	幹事	公民館管理課長	小 倉 保 雄
25	幹事	スポーツ振興課長	矢 澤 裕 之
26	幹事	水道局総務課長	山 根 敏 明

(敬称略、所属等は平成25年4月1日現在)

8. 国際婦人年以降の男女共同参画に関するあゆみ

年次	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	佐野市の動き
1975 昭50	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議（メキシコシティー） ・第1回世界女性会議 ・世界行動計画採択 ・国連婦人の十年（'76～'85）決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・総理府に婦人問題企画推進本部、婦人問題担当室設置 ・女子教育職員等育児休業法公布 		
1976 昭51		<ul style="list-style-type: none"> ・民法改正法公布（離婚後の氏の選択制度） 		
1977 昭52		<ul style="list-style-type: none"> ・国内行動計画策定 ・国立婦人教育会館開館 		
1979 昭54	<ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃条約採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・企画部婦人青少年課設置 ・婦人行政連絡会議発足 ・栃木県婦人問題懇話会設置 	
1980 昭55	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の十年中間年世界会議（コペンハーゲン） ・第2回世界女性会議 ・後半期行動プログラム採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・民法及び家事審判法改正法公布（配偶者相続分を1/2に引き上げ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県婦人の翼（現在の次世代人材づくり事業女性リーダー育成部門）実施 	
1981 昭56	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO 156号条約（家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内行動計画後期重点目標設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人のための栃木県計画策定（S56～60） 	
1984 昭59		<ul style="list-style-type: none"> ・国籍法及び戸籍法の改正法公布（国籍の父母両系主義採用） 		
1985 昭60	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の十年最終年世界会議（ナイロビ） ・第3回世界女性会議 ・婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金法改正法公布（女性の年金権確立） ・男女雇用機会均等法公布 ・女子差別撤廃条約批准 ・労働者派遣法公布 		
1986 昭61			<ul style="list-style-type: none"> ・とちぎ新時代女性プラン策定（S61～H2） 	
1987 昭62		<ul style="list-style-type: none"> ・西暦2000年に向けての新国内行動計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回婦人のつどい開催 	<p>※これ以前については、旧佐野市、旧田沼町、旧葛生町とも栃木県女性の海外研修（昭和55年～）に派遣するなど、女性行政・女性教育の場において、男女共同参画の推進に取り組んできました。</p>
1988 昭63				<ul style="list-style-type: none"> ・交通生活課に婦人生活係を設置（旧佐野市）
1990 平2	<ul style="list-style-type: none"> ・ナイロビ将来戦略の「第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 			
1991 平3		<ul style="list-style-type: none"> ・西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定） ・育児休業法公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・「とちぎ新時代女性プラン二期計画」策定（H3～7） 	
1992 平4		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題担当大臣任命 		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人生活係を女性生活係に改称（旧佐野市）

年次	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	佐野市の動き
1993 平5	・国連世界人権会議（ウィーン）ウィーン宣言及び行動計画採択 ・女性に対する暴力の撤廃に関する宣言採択	・中学校での家庭科の男女必修完全実施 ・パートタイム労働法公布		
1994 平6	・国際人口・開発会議（カイロ）行動計画採択（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ提唱）	・高等学校での家庭科の男女必修実施 ・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置 ・内閣に男女共同参画推進本部設置		
1995 平7	・第4回世界女性会議（北京）北京宣言及び行動綱領採択（目標：平等・開発・平和）	・育児・介護休業法公布（育児休業法の改正法） ・IL0156号条約（家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）批准	・財団法人とちぎ女性センター設立	
1996 平8		・男女共同参画2000年プラン策定	・とちぎ新時代女性プラン三 期計画策定（H 8～12） ・婦人青少年課を女性青少年 課に改称 ・とちぎ女性センター開館 ・栃木県男女共同参画推進本 部設置	・町民生活課女性生活係を設 置（旧田沼町）
1997 平9		・男女雇用機会均等法改正法公布（女性に対する募集、採用、配置、昇進の差別的取り扱いの禁止） ・介護保険法公布		・女性団体（パルティングた ぬま）設立（旧田沼町）
1998 平10				・社会教育課社会教育係を生 涯学習課生涯学習係に改称 (旧葛生町)
1999 平11		・男女共同参画社会基本法公 布 ・食料・農業・農村基本法公 布（女性の参画の促進を規定）		・市民生活課女性生活係を女 性政策・生活係に改称（旧 佐野市） ・佐野市男女共同参画推進本 部設置（旧佐野市）
2000 平12	・国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）政治宣言及び成果文書採択	・ストーカー規制法公布 ・男女共同参画基本計画策定	・女性青少年課女性係を女性 青少年課男女共同参画担当 に改組	・男女共同参画社会に関する 市民意識調査実施（旧佐野 市）
2001 平13		・内閣府に男女共同参画会議 及び男女共同参画局設置 ・配偶者暴力防止法公布 ・第1回男女共同参画週間実 施（6/23～6/29）	・とちぎ男女共同参画プラン 策定（H 13～17）	・佐野市女性団体連絡協議会 設立（旧佐野市） ・市民生活課女性政策・生活 係の女性政策部門を企画課 企画係に移管し、男女共同 参画社会推進担当（専任）を 配置（旧佐野市） ・佐野市男女共同参画推進懇 話会設置（旧佐野市）
2002 平14			・栃木県男女共同参画推進条例公布	・佐野市男女共同参画プラン 策定（H 14～18）（旧佐野 市） ・町民生活課女性生活係を同 課生活環境担当に改組（旧 田沼町） ・男女共同参画情報紙「ハ 一モニ」創刊号発行（旧佐野 市）

年次	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	佐野市の動き
2003 平15		<ul style="list-style-type: none"> 「次世代育成支援対策推進法」公布 少子化社会対策基本法公布 		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画啓発紙「いっしょに」創刊号発行(旧葛生町) 葛生町女性団体連絡協議会設立(旧葛生町)
2004 平16		<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力防止法改正法公布(保護命令対象の拡大) 	<ul style="list-style-type: none"> とちぎ女性センターをとちぎ男女共同参画センターに改称 	<ul style="list-style-type: none"> 情報誌「こらぼ」創刊号発行(旧田沼町) 男女共同参画室設置(市民生活部へ移管)(旧佐野市)
2005 平17	<ul style="list-style-type: none"> 第49回国連婦人の地位委員会「北京+10世界閣僚級会合」(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画基本計画(第2次)策定 	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 合併により新佐野市誕生市民生活部に男女共同参画課を設置 男女共同参画懇話会設置 男女共同参画推進本部設置 男女共同参画ネットワークの設立(市民団体)
2006 平18		<ul style="list-style-type: none"> 男女雇用機均等法改正法公布(男女双方に対する差別的取り扱いの禁止、間接差別の禁止、セクハラ防止が措置義務に) 	<ul style="list-style-type: none"> とちぎ男女共同参画プラン(二期計画)策定(H18~22) 	<ul style="list-style-type: none"> 佐野市男女共同参画推進条例制定 男女共同参画審議会設置 男女共同参画に関する市民意識調査実施
2007 平19		<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力防止法改正法公布(保護命令制度の拡充) 	<ul style="list-style-type: none"> 女性青少年課男女共同参画担当を青少年男女共同参画課男女共同参画担当に改称 	
2008 平20		<ul style="list-style-type: none"> 「女性の参画加速プログラム」策定 女子差別撤廃条約実施状況第6回提出 		<ul style="list-style-type: none"> 佐野市男女共同参画プラン策定(H20~24)
2009 平21	<ul style="list-style-type: none"> 国連女子差別撤廃委員会(日本の女子差別撤廃条約実施状況第6回報告の審議・勧告) 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画シンボルマーク決定 育児・介護休業法改正(子育て中の短時間勤務制度等の義務化、子の看護休暇制度の拡充、父親の育児休業の取得促進、介護休暇の新設(平22施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の改定(H21~H23) 	<ul style="list-style-type: none"> 佐野市男女共同参画推進センター開館 男女共同参画情報紙「パレット」発行
2010 平22	<ul style="list-style-type: none"> 第54回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」世界閣僚会合)(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画基本計画(第3次)策定 		<ul style="list-style-type: none"> ネットワークさのによる団体企画実践講座開始
2011 平23			<ul style="list-style-type: none"> とちぎ男女共同参画プラン(三期計画)策定(H23~H27) とちぎ男女共同参画センター開所 	
2012 平24				<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する市民アンケート調査実施
2013 平25		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者暴力防止法」改正法公布「保護命令対象の拡大」 		<ul style="list-style-type: none"> 人権推進課と男女共同参画課が統合し、人権・男女共同参画課となる
2014 平26				<ul style="list-style-type: none"> 佐野市男女共同参画プラン(第二期)策定(H26~H30)

9. 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）

昭和 54 (1979) 年 12 月 18 日国際連合採択 昭和 60 (1985) 年 6 月 25 日批准条約第 7 号

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができるることを宣言していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又

は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適當な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適當な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適當な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適當な立法その他の措置（適當な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適當な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適當な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適當な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適當な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適當な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適當な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に關係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適當な措置をとる。



第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとなならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部**第15条**

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。〔中略〕委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。〔後略〕

〔2～9略〕

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
- (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

〔第19、20条略〕

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

〔第22条、第6部略〕

10. 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律 第78号
最終改正 平成11年12月22日法律 第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合はずつ、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- ② 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別の取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定期的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようになりますことを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- ② 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- ② 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ① 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- ② 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- ③ 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- ④ 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- ① 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - ② 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2項の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、同号に規定する委員の総数の10



分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料の提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。(平成11年6月23日公布)

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。

[後略]

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律〔中略〕は、平成13年1月3日から施行する。

[後略]

11. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十五年法律第七十二号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- （婦人相談員による相談等）
- 第四条** 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
- （婦人保護施設における保護）
- 第五条** 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条** 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対する害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動すること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛け著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- (管轄裁判所)**
- 第十一条** 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるとときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に

勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用三第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴

力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一條第二項第二号、第十二條第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第



二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

12. 用語解説

■育児・介護休業法

仕事と家庭の両立支援対策を充実するため、平成3年5月に施行された法律です。同法では、労働者が退職せずに育児や介護を行うことができるよう、休業、時間外労働の制限、勤務時間短縮制度等の措置について定められています。

■一般事業主（特定事業主）行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主が従業員の仕事と家庭の両立に関して講じる措置の内容を記載した計画です。従業員100人を超える事業所は計画の策定が義務付けられています。それ以外の事業所は努力義務です。

■NPO（Non Profit Organization）

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。

■M字曲線

女性の労働力は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描いています。

■家族経営協定

家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間で十分に話し合って決めた協定です。

■均等・両立推進企業

女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取り組み(ポジティブ・アクション)及び仕事と育児・介護との両立支援のための取組を推進している企業です。

■高齢化率

全人口に占める65歳以上の人々の割合。国際連合において、高齢化率7%で「高齢化社会」、14%以上で「高齢社会」と定義されています。

■ジェンダー（社会的性別）

人間には生まれついての生物学的性別(セックス／sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー／gender)といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われているものです。

■次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るために、次世代育成支援対策についての基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、事業主、国民の責務を明らかにし、10年間をかけて集中的・計画的に取り組んでいくため、平成15(2003)年7月に制定されました。

市町村、都道府県、事業主は、それぞれ行動計画を策定し、達成しようとする目標、内容、実施時期等を定めて取り組みを進めることとなっています。

■女性のエンパワーメント

男女共同参画社会の実現のため、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくことです。

■固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方をいいま

す。女性が「固定的性別役割分担意識」によって社会進出を阻まれてきた、ということはよく言われますが、男性も「男は仕事」、「男は強くなければならない」など、性別による役割の固定化を受けてきたと言えます。

■セクシュアル・ハラスメント（略称セクハラ）

性的いやがらせのことで、雇用の場においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と考えられています。

■積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

様々な分野において、一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置をいいます。

■男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行されました。

■男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を目的として、昭和61年4月から施行された法律です。同法では労働者の募集、採用、配置・昇進、福祉厚生、定年・退職などにおいて男女間の差別の禁止などが規定されています。

■デートDV

恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的及び性的暴力のことです。

■ドメスティック・バイオレンス（略称DV）（配偶者からの暴力）

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力」のことを示すとされます。「暴力」とは、身体に対する暴力又はこれに準ずる有害な影響を及ぼす言動を指します。

■パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のことを言います。

■ファミリー・サポート・センター

地域において、育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う（保育施設までの送迎、保育開始前や終了後に子どもを預かるなど）会員組織の事業です。

■フレックスタイム制

フレックスタイム制とは、1か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度で、労働者がその生活と業務の調和を図りながら、効率的に働くことができ、労働時間を短縮しようとするものです。

■保護命令

配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者（事実婚の者及び元配偶者を含みます。）に対して発する命令です。（1）接近禁止命令、（2）退去命令、（3）電話等禁止命令があります。



■メンタルヘルス

精神面における健康のことで、心の健康、精神衛生、精神保健と称され、主に精神的な疲労、ストレス、悩み、などの軽減・緩和とそれへのサポートのことを言います。うつ病などの心の病気（精神疾患）の予防を目的とした場面で使われます。

■ワークシェアリング

雇用の維持・創出を図ることを目的として労働時間の短縮を行うものであり、雇用・賃金・労働時間の適切な配分をめざすものです。短時間勤務や隔日勤務など、多様な働き方の選択肢を拡大するために社会全体で取り組む多様就業型ワークシェアリングと生産量が減少し、雇用過剰感を抱える企業において、所定労働時間の短縮とそれに伴う収入の減額を行うことにより、雇用を維持するための緊急対応型ワークシェアリングの2種類があります。

■ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことを言います。

とどけます 佐野ごころ



さのまる

佐野市男女共同参画プラン（第三期）

男女共同参画社会の実現をめざして

平成26年3月

発行 佐野市

編集 佐野市市民生活部人権・男女共同参画課

〒327-0003 栃木県佐野市大橋町2183番地

TEL：0283(27)2354(直通) FAX：0283(21)2774

E-MAIL jinkendanryo@city.sano.lg.jp